

入札・発注に係る 現状・課題とこれまでの議論等について

国土交通省 不動産・建設経済局
令和8年10月

公共発注に係る受発注者の現状と課題

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

(一社)仙台建設業協会
地震発生直後より避難所の
緊急耐震診断等を実施。
同日18時には若林区にて
道路啓開作業を開始。



熊本地震

(一社)熊本県建設業協会
地震発生直後より県との
「大規模災害時の支援活動
に関する協定」に基づいて
支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事



道路啓開(倒木・土砂の撤去)

【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速道路橋の落橋
(2007年) (出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋
(2007年)

現下の建設産業の課題

【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

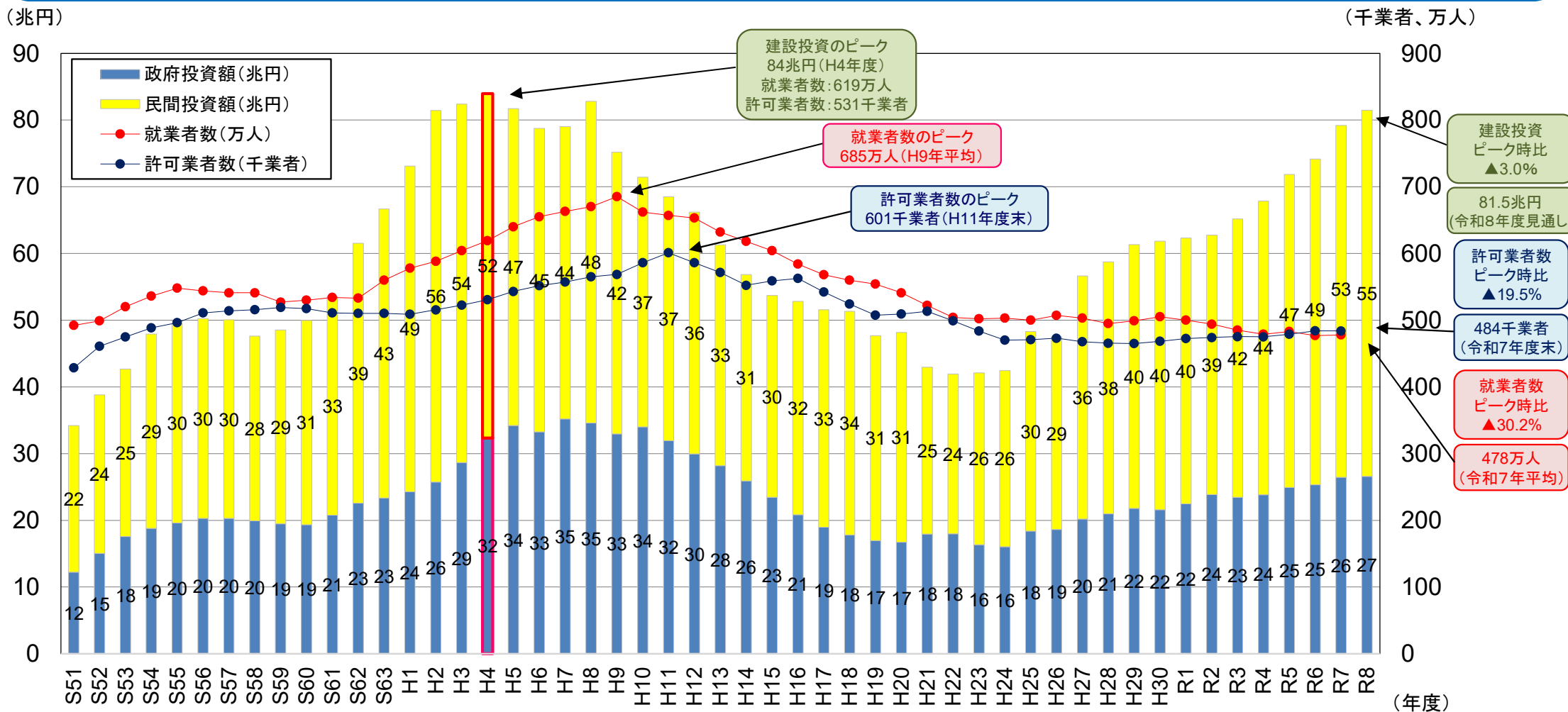
【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和8年度は約82兆円となる見通し。
- 建設業者数（令和7年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和7年平均）は478万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和5年度（2023年度）まで実績、令和6年度（2024年度）・令和7年度（2025年度）は見込み、令和8年度（2026年度）は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修（改装・改修）投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

技能者等の推移

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

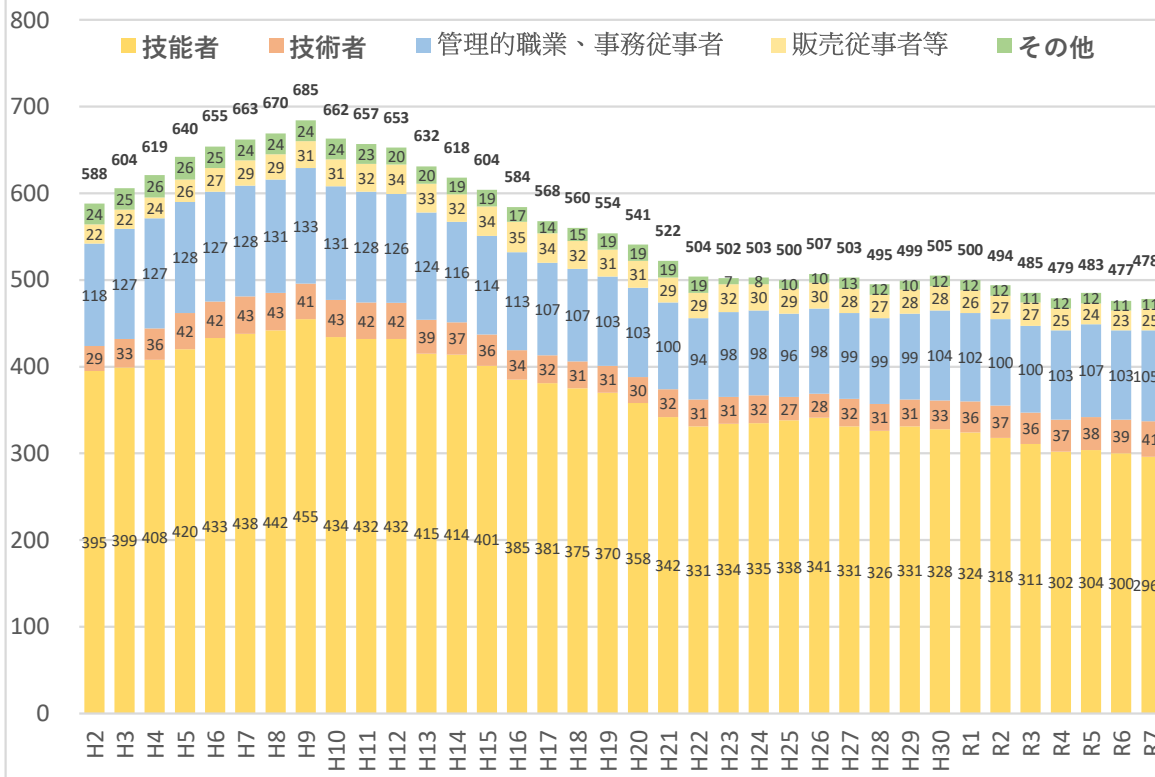
建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

(万人)

建設業における職業別就業者数の推移

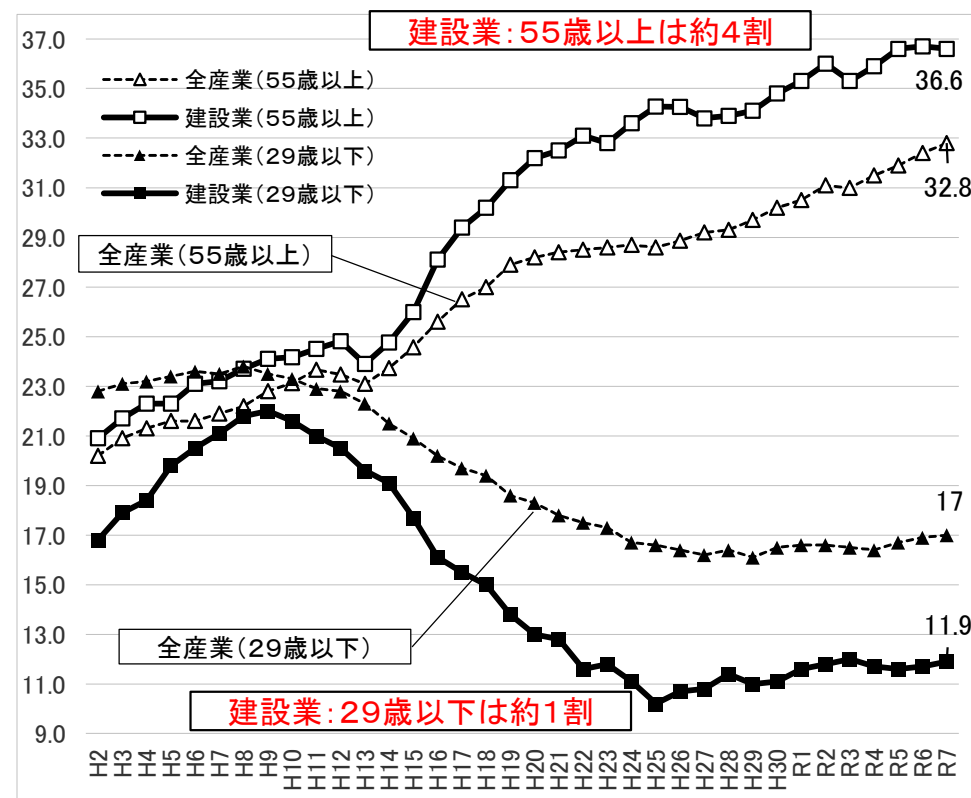
■技能者 ■技術者 ■管理的職業、事務従事者 ■販売従事者等 ■その他



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

(%)



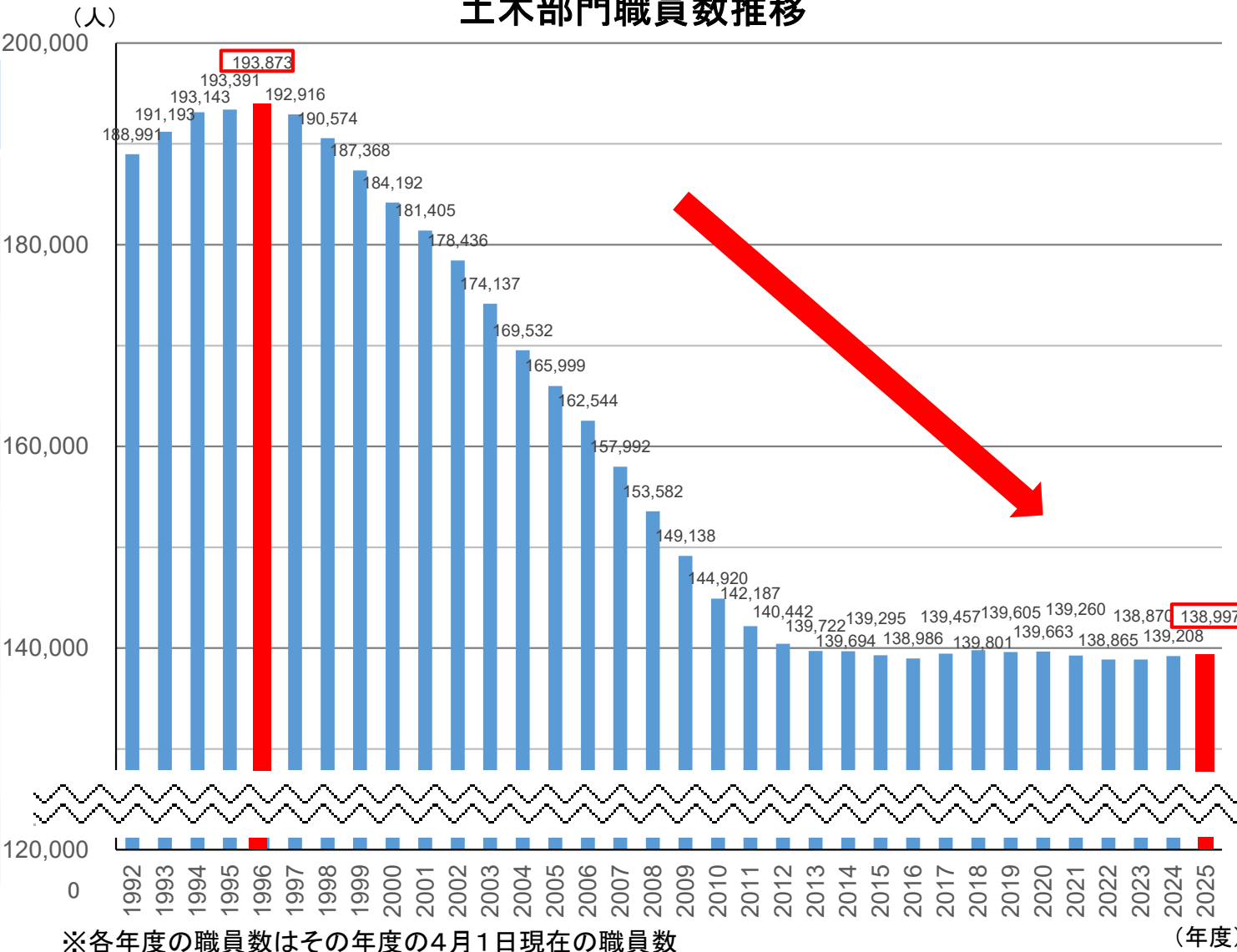
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、ピーク時（H8年度）から約28%減少している。
（土木部門の内訳：土木、建築、都市計画等）

部門別の職員数と増減状況

区分		1996年度	2025年度 (1996年度比)
普通会計	一般行政	1,174,547	950,628 (▲19.1)
	【うち土木】	【193,873】	【138,997】 (▲28.3)
	教育	1,263,616	1,067,557 (▲15.5)
	警察	255,295	286,560 (12.3)
	消防	149,640	166,247 (11.1)
計		2,843,098	2,470,992 (▲13.1)
公営企業等会計		431,383	338,306 (▲21.6)
合計		3,274,481	2,809,298 (▲14.2)

土木部門職員数推移

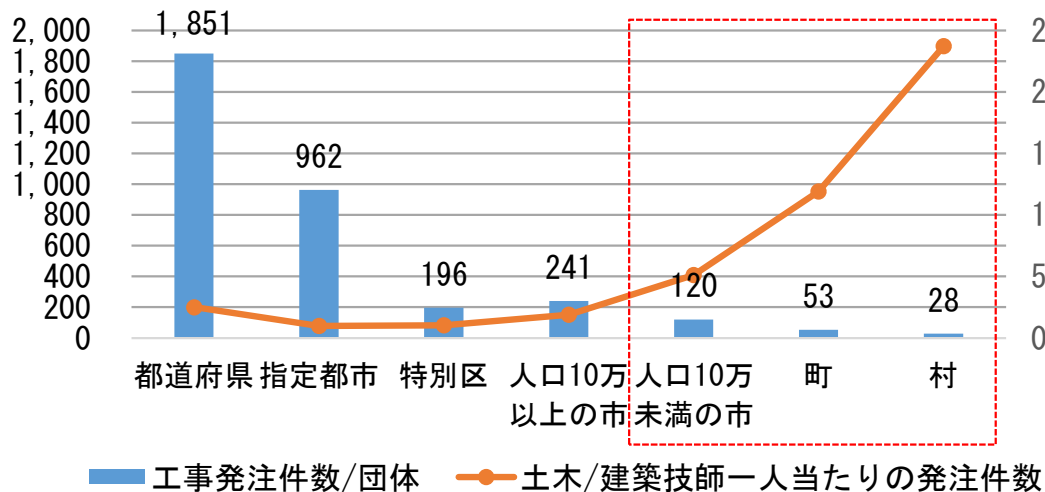


※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係（民政、衛生）等
※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

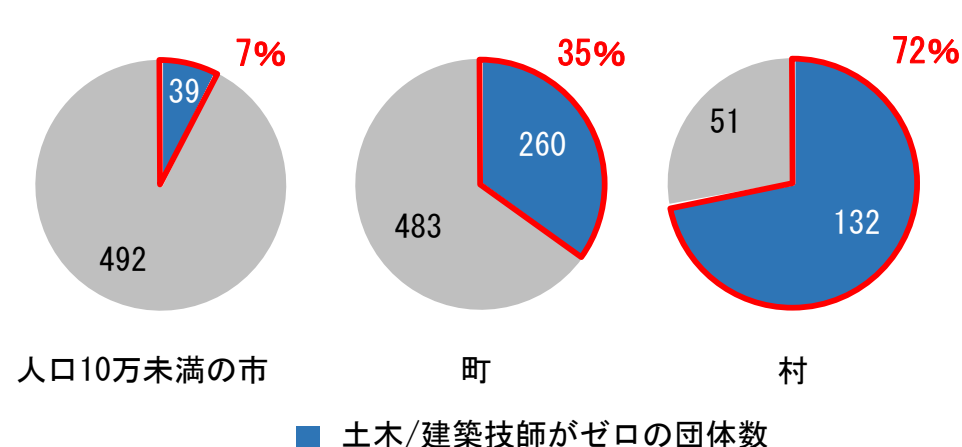
出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」

○地域公共発注者では、発注量は相対的に少ないものの、職員の体制上の制約もあり、都道府県等比べて事務負担が大きく、入札契約適正化の取組が遅れている傾向がある。

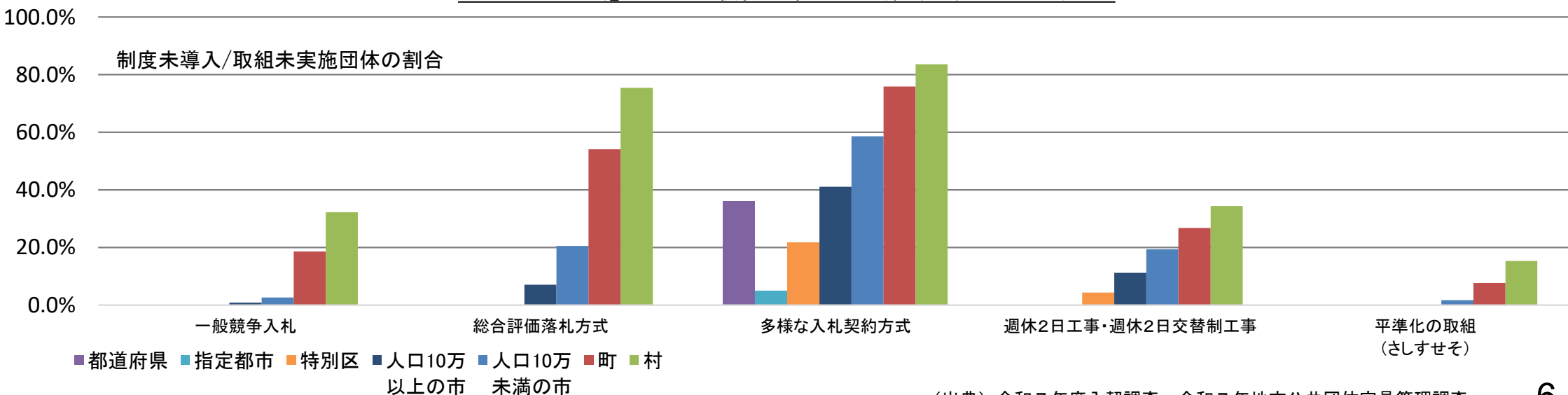
地域公共発注者の職員には著しく大きな負担が発生



土木/建築技師がゼロの自治体が多数存在



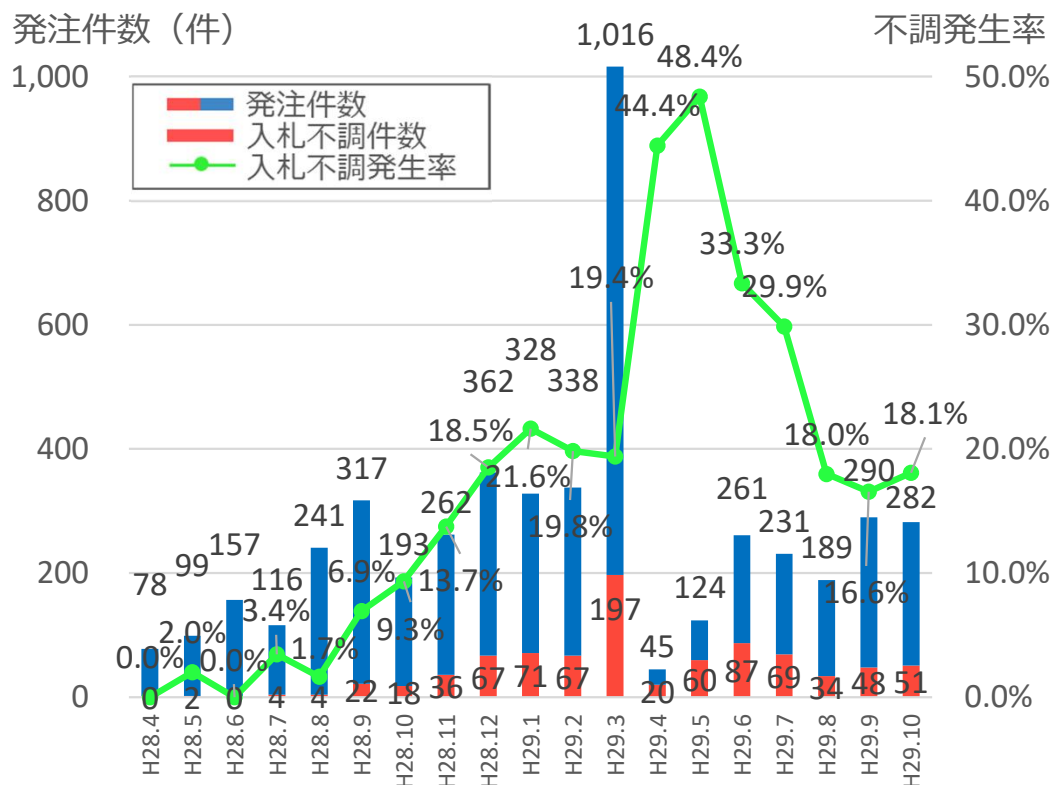
「担い手3法」に基づく取組は特に地域公共発注者で遅れ



大規模災害時の不調不落の発生状況

- 平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震の発生後、復旧需要の増加に伴い不調不落の発生率が上昇した。

平成28年熊本地震における
熊本県発注工事・全工種の入札不調発生率の推移



参考 R5年度 約1.1%
(H28年度入契調査より)

(注記)

・H30年度下期ブロック監理課長等会議資料を元に作成。また第4回熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議資料2-①-2、5-③-1を参照し作成

令和6年能登半島地震における入札不調不落の発生状況



(出典1) 石川県ホームページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kouhou/hot/motto-2024summer/documents/gaiyou.pdf>

(出典2) 内閣府「能登創造的復興タスクフォース会議」

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/task_force.html

建設業の持続性が確保され、円滑かつ迅速な施工のための「入札・契約制度」に係る現状と課題

公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

事業・工事の複雑度、施工の制約度、設計の細部事項の確定度、工事価格の確定度などを考慮

事業プロセスの対処範囲に応じた方式

工事の施工のみを発注する方式

設計・施工一括発注方式

詳細設計付工事発注方式

設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)

発注単位に応じた方式

維持管理付工事発注方式

包括発注方式

複数年契約方式

発注関係事務の
支援対象範囲に応じた方式

CM方式

事業促進PPP方式

など

(2) 競争参加者の設定 方法の選択

原則として一般競争入札を選択※

※指名競争入札、随意契約の活用を
考慮する場合の考え方を指針に記載

一般競争入札

指名競争入札

随意契約

(3) 落札者の選定方法 の選択

価格以外の要素の評価の必要性、仕様の確定の困難度などを考慮

価格競争方式

総合評価落札方式

技術提案・交渉方式

段階的選抜方式

など

(4) 支払い方式の選択

工事進捗に応じた支払い、煩雑な設計変更、コスト構造の透明性の確保などを考慮

総価請負契約方式

総価契約単価合意方式

コストプラスフィー契約・オープンブック方式

単価・数量精算
契約方式

など

2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

(3) 維持管理の技術的課題に対応した方式

(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

(4) 発注者を支援する方式

など

事業の目的

- 発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用、入札契約制度の改善を支援
- 支援による成果を、他の地方公共団体に展開

事業のスキーム

- 有識者と国土交通省が連携し、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体が実施を計画している事業からモデルとなる事業を選定し、専門的知見を有する支援事業者を派遣
- 支援事業者による発注支援を通して得られた知見と成果を全国に展開（報告会の実施）

事業の運営フロー

モデル事業の募集 対象：都道府県又は市区町村 対象事業：全ての公共工事

モデル事業の選定

- ① 先進性（過去の採用事例は少ないが、将来効果的である可能性が高いこと）
- ② 汎用性（今後、多くの地方公共団体での適用が可能であること）
- ③ 実現性（対象事業の工程等が明確となっている）

※応募多数の場合は、技術職員数が少ない自治体を優先的に選定させていただく場合があります。

支援事業者の選定

モデル事業の支援

事業ごとの
支援フロー
構築

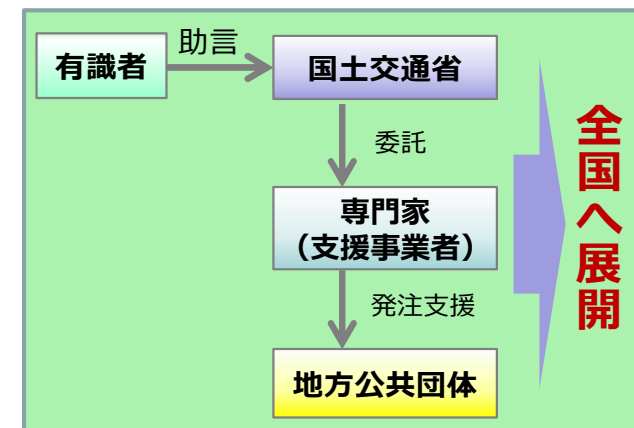
円滑な
事業推進
支援

- 1 応募事業の目的、進捗状況の確認
- 2 発注者が抱える課題の整理と、技術的な検証
- 3 課題を解決するための入札契約方法の検討
- 4 課題解決や、発注のための資料作成等の実際的な支援
 - ・議会説明用資料作成支援
 - ・事業全体の課題整理
 - ・リスクの整理
 - ・公募資料の作成支援 など

モニタリングとフィードバック 応募者からの意見聴取 等

応募者による事業推進

有識者による
専門的見地
からの助言



【概要】地方の入札契約改善推進事業(伊万里市・珠洲市の事例)

- 伊万里市（R6年度支援）においては、地域事業者等の担い手確保や発注事務の負担軽減等を目的に、公共施設等の維持管理事業を対象として「複数業務の包括発注」等を検討。
- 珠洲市（R7年度支援）においては、多数の災害復旧工事に対し担い手不足の解消を目的に「複数施設の一括発注」等を検討。

伊万里市概要(R6年度)

<維持管理事業における複数業務の包括発注>

	概略スキーム
対象施設	道路・橋梁 ➢ 将来的に河川・水路・公園・公共建築物を追加予定
対象業務	維持管理業務等(清掃、除草・伐採)、統括マネジメント ・統括マネジメントの扱いは実施体制と併せて継続検討 ➢ 将来的に直営作業(巡回(補修)、道路付属物管理、道路応急対応等)を追加
対象地区	4地区に分割(中央部、北部、東部、西部) ・初年度は特定路線で試行(継続検討) ➢ 定着するまでは、エリア区分ではなく路線単位等で分け、将来的に対象地区を拡大
実施体制	単体、共同企業体、事業協同組合等
契約期間	初年度は単年度で試行(1地区) ➢ 試行結果を踏まえて複数年契約を検討

◆包括契約の導入に向けた取組

- サウンディング調査結果では、単体対応を望む意見が多く、現状から大幅な乖離のない専門性が低い業務や狭域での実施等の包括契約の実施が望まれている。
- 包括契約に前向きな企業が現在実施している業務・工区を対象とした局所的な試行を令和8年度より実施することを目指し、継続検討とする。

珠洲市概要(R7年度)

<災害復旧工事における複数施設の包括発注>

- ・ 優先順位の高い施設(道路、上下水道復旧)が含まれる工区を検討対象(モデル工事)として選定



◆包括発注の導入に向けた取組

- シーズ調査を踏まえて、入札契約方式の選定(総合評価)、発注関係図書の作成等を実施し、工事発注に向けた準備・支援を実施
- 上記の他、CM業務発注支援や今後の工事発注で取り入れるべき不調不落対策メニュー(入札参加資格要件の緩和、技術者配置要件の緩和、最新単価・見積りの活用等)の提示などを実施

【概要】令和8年度入札契約制度の改善に向けたハンズオン支援

- 国土交通省は、市区町村における入札契約制度の改善を一層進めるため、**本支援事業に応募された都道府県、国土交通省及び支援事業者の三者が連携し、管内市区町村に対する改善の働きかけを支援**しています。
- 支援内容は、応募された都道府県との意見交換を踏まえ、管内市区町村における入札契約制度の課題・状況に応じて、必要な支援を実施します。
- 令和8年度は、復旧・復興工事において、複数自治体にまたがる不調不落の課題に着目し支援を実施**することとし、**石川県及び能登地域6市町を支援**することにします。

ハンズオン支援の概要(スキーム)

○対象団体、支援対象

石川県

支援対象は**能登地域6市町**とするが、輪島市・珠洲市をモデルとして具体的な検討を行う。

○支援期間

令和8年5月頃 ～ 令和9年3月末

○対象工種・範囲

主に令和8年度中に輪島市・珠洲市が発注する**営繕工事**の復旧工事・新築工事

支援の枠組み

地方公共団体
(石川県、能登6市町)

連携

- ・管内市区町村に対する改善の働きかけ・助言
- ・入札契約制度の改善に関する資料提供 等

国土交通省

↑↓ (業務委託契約)

支援事業者※

※ 国土交通省が業務委託する専門的知見を有する支援事業者です。

都道府県の主な役割

- ・管内市区町村における入札契約制度の課題抽出、取りまとめ
- ・国土交通省との連絡窓口
- ・国・支援事業者との打合せ参加 等

管内市区町村の主な対応

- ・入札契約制度の改善を実践
- ・国・支援事業者との打合せ参加 等

国土交通省の主な役割

- ・全体調整、マネジメント
- ・都道府県との連絡窓口 等

支援事業者の主な役割

- ・入札契約制度の改善取組の支援
- ・課題解決に向けた説明資料の作成
- ・市区町村業務の一部サポート 等

支援内容の一例

○工事発注ロットの検討

- ・複数の原形復旧工事の一括発注や、新築工事と復旧工事の一括発注等を検討
- ・施設毎の発注優先度や工事区分、使用開始までのスケジュールを整理し、工事発注ロットの最適化に向けた発注方針の検討

○適切な予定価格の設定

- ・採用する単価区分(複合単価、市場単価、見積単価等)の妥当性の検証
- ・見積徴収条件の検討や、専門業者等から提出された見積価格の妥当性の検証

Q3 公共工事の円滑な施工にあたり、課題となっていることは何ですか。発注者ごとにお答えください（該当項目5つまで）。

国土交通省での課題は、

- 「現場の状況に合った積算」 (80.9%)
- 「設計図書（図面・特記仕様書）と現場の不整合」 (70.2%)
- 「支障物等に係る関係者との事前調整」 (63.8%)
- 「適切な設計変更」 (48.9%)
- 「各種協議の迅速化」 (44.7%)

都道府県・政令指定都市での課題は、

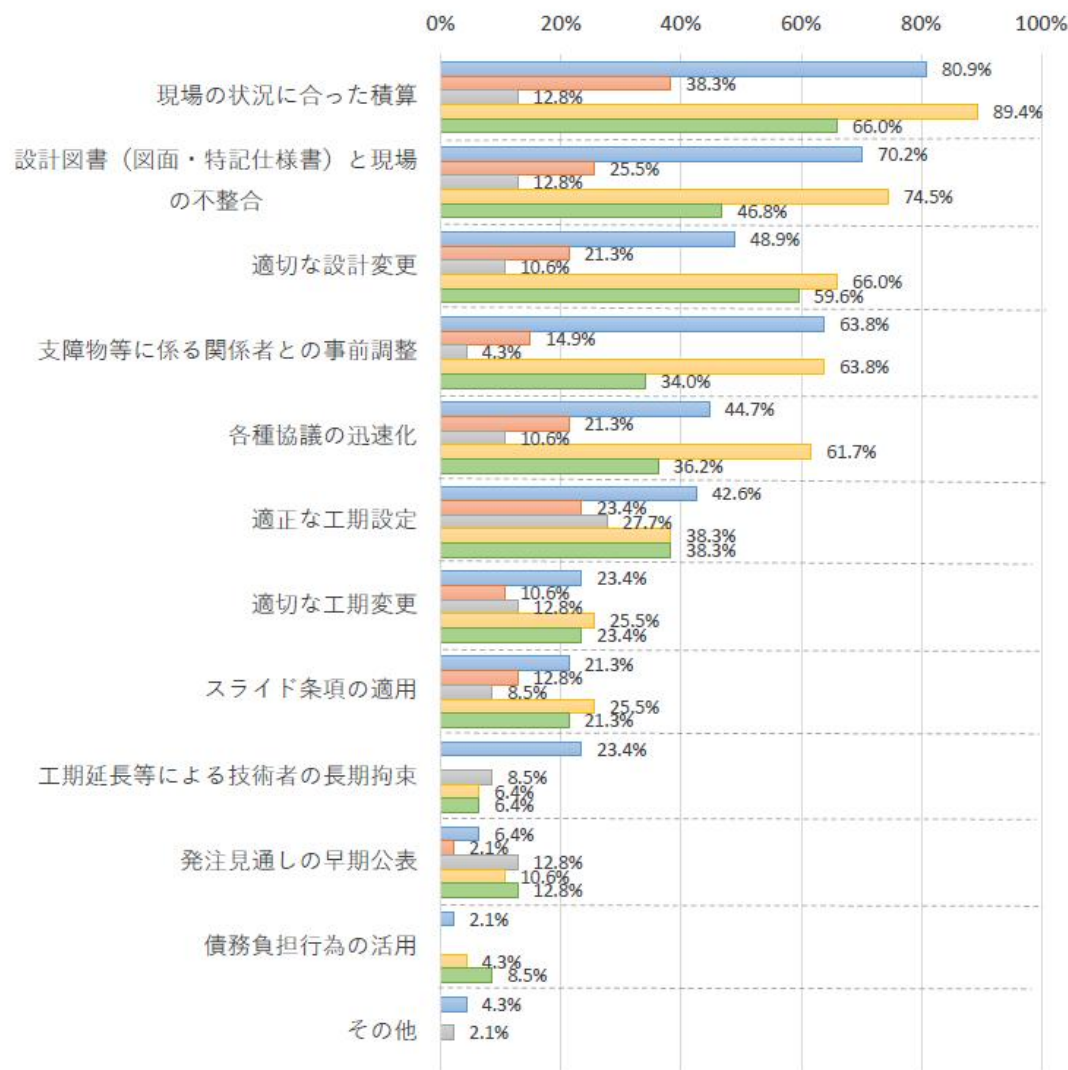
- 「現場の状況に合った積算」 (89.4%)
- 「設計図書（図面・特記仕様書）と現場の不整合」 (74.5%)
- 「適切な設計変更」 (66.0%)
- 「支障物等に係る関係者との事前調整」 (63.8%)
- 「各種協議の迅速化」 (61.7%)

市区町村での課題は、

- 「現場の状況に合った積算」 (66.0%)
- 「適切な設計変更」 (59.6%)
- 「設計図書（図面・特記仕様書）と現場の不整合」 (46.8%)
- 「適正な工期設定」 (38.3%)
- 「各種協議の迅速化」 (36.2%)

の順となっており、発注機関により各課題の割合は異なるが、「現場の状況に合った積算」など同様の課題が上位となっている。

円滑施工にあたっての課題



Q7 不調・不落の発生要因として考えられるものは何ですか。発注者ごとにお答えください（複数回答可）。

国土交通省における不調・不落の発生要因は、

「官積算との乖離」	(66.0%)
「厳しい施工条件」	(42.6%)
「企業及び技術者の実績要件」	(36.2%)

都道府県・政令指定都市における不調・不落の発生要因は、

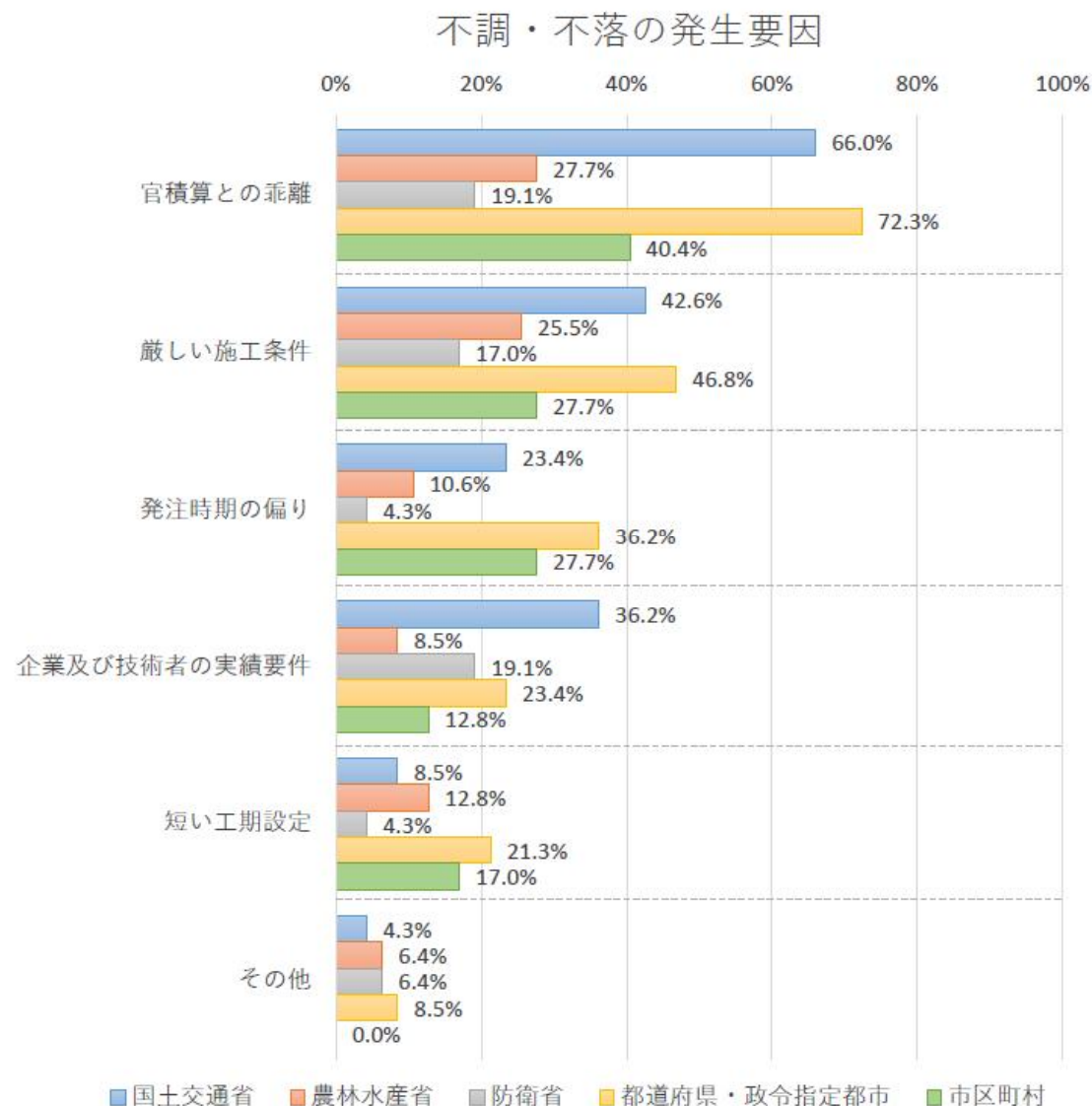
「官積算との乖離」	(72.3%)
「厳しい施工条件」	(46.8%)
「発注時期の偏り」	(36.2%)

市区町村における不調・不落の発生要因は、

「官積算との乖離」	(40.4%)
「厳しい施工条件」	(27.7%)
「発注時期の偏り」	(27.7%)

であり、どの発注者においても上位の要因は同じとなっている。

国土交通省における「企業及び技術者の実績要件」に特徴が見られる。



- 設計と施工の乖離を是正するため、施工者を設計段階から関与させる仕組みの一例として、設計・施工一括方式やECI方式がある。
- それぞれ施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計となることや、リスクへの対処方針を発注者と施工者が検討し、設計に反映することができる。

＜公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン＞

1. 設計・施工一括方式（DB方式）

- 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注。
- 施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を図る方式。
- 設計と施工（製作も含む。）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。



図-3.8 設計・施工一括発注方式の適用段階

2. 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

- 設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式。
- 事業プロセスのうち、予備設計又は詳細設計の段階における適用が考えられる。
- 設計段階で、発注者と設計者に加えて施工者も参画することから、施工者の知識、経験を踏まえた代替案の検討が可能。
- 地元及び関係行政機関との協議、近隣工事の進捗状況、作業用道路・ヤード等、事業のリスクに関する情報を施工者が設計段階から把握し、リスクへの対処方針を発注者と施工者が検討し、設計に反映することができる。

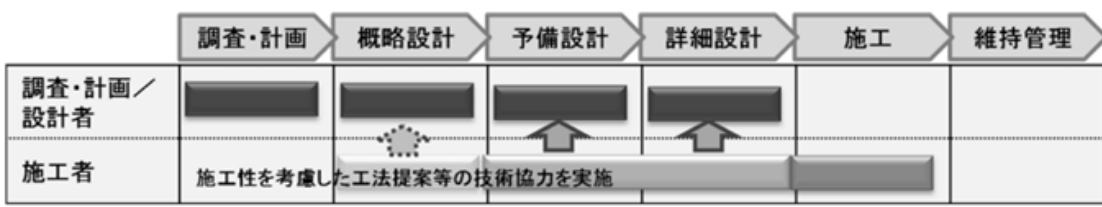


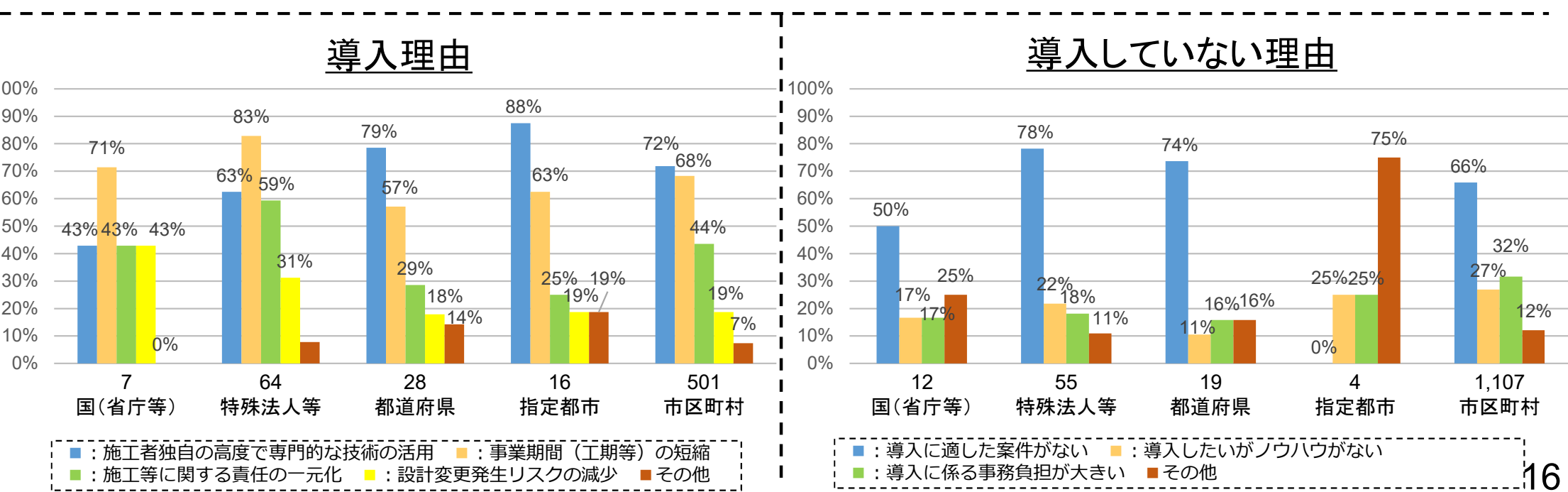
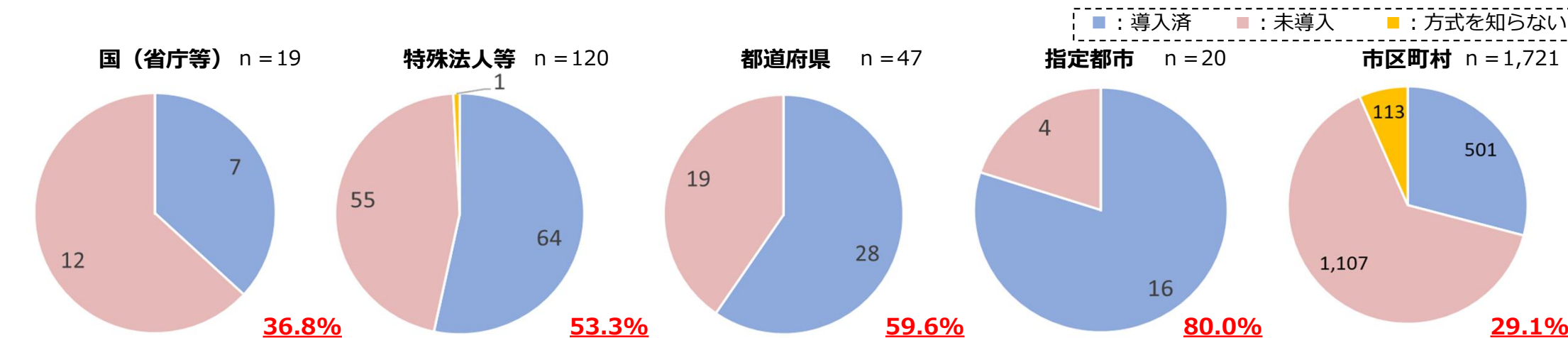
図-3.7 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）（イメージ）

※公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン(国土交通省、令和4年3月)より

設計・施工一括方式(DB方式)導入状況

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和7年6月1日時点)より

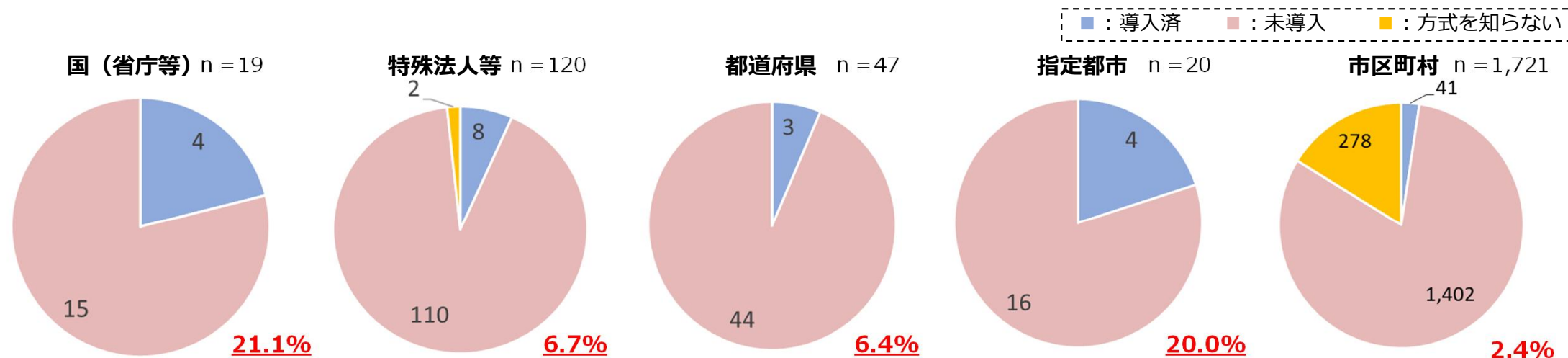
- 設計・施工一括方式の導入団体について、都道府県は約6割、指定都市は8割、市区町村は約3割。
- 地方公共団体における主な導入理由は、「施工独自の高度で専門的な技術の活用」となっている。
- また、地方公共団体における未導入の主な理由は、「導入に適した案件がない」となっている。



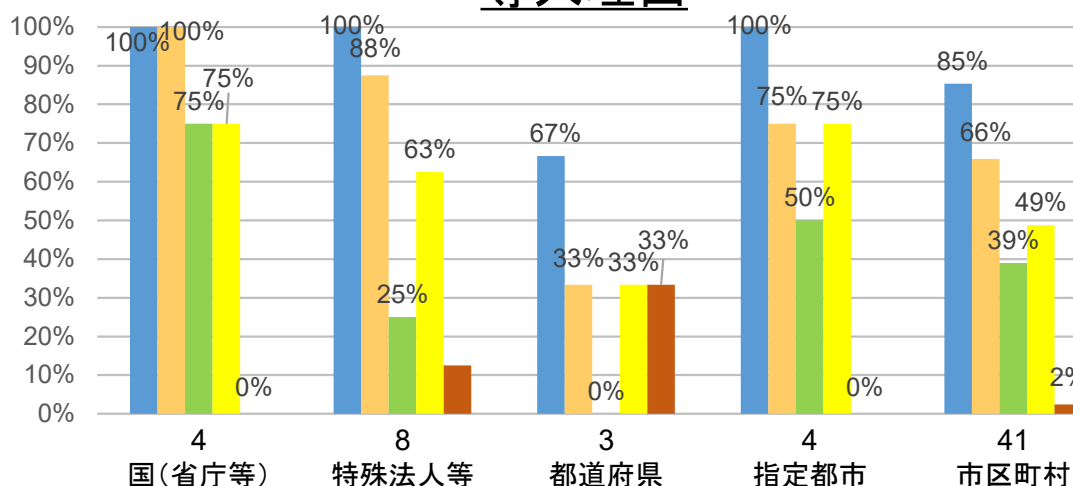
ECI方式導入状況

令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和7年6月1日時点)より

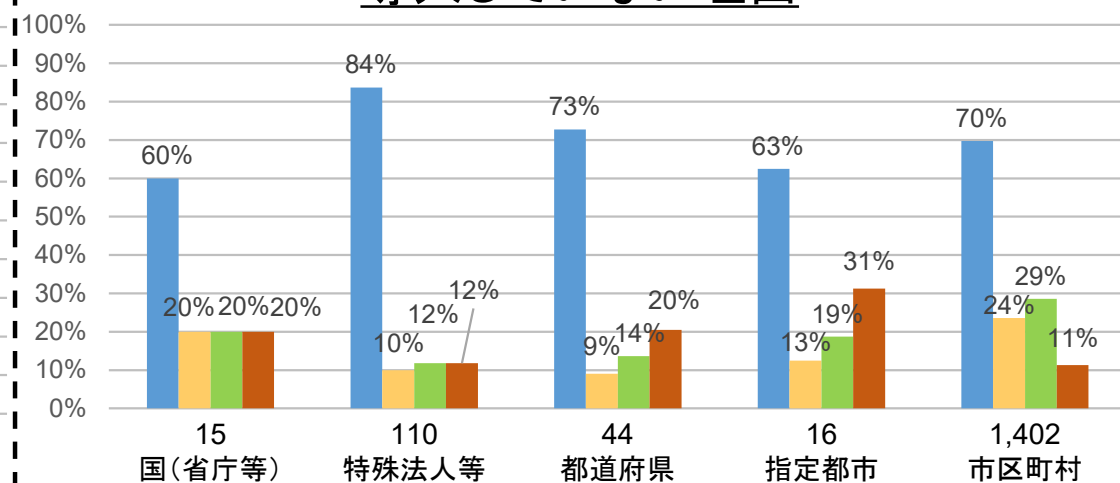
- ECI方式の導入団体は、都道府県と市区町村で1割未満、指定都市は約2割。
- 地方公共団体における主な導入理由は、「施工独自の高度で専門的な技術の活用」のほか、「事業期間（工期等の短縮）」や「設計変更発生リスクの減少」が挙げられる。



導入理由



導入していない理由



■ : 導入に適した案件がない ■ : 導入したいがノウハウがない
 ■ : 導入に係る事務負担が大きい ■ : その他

多様な契約方式の活用について

※公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン(国土交通省、令和4年3月)を基に作成

- DB方式やECI方式等の活用により、設計と施工の乖離を是正し、適正な予定価格の設定と契約後の設計変更リスクの低減につながるものと考えられる。他方で、現状では、技術的難易度の高い工事での導入実績が多く、プロポーザルや総合評価による公募手続きの煩雑さ等が活用への負担となっている。
- 包括発注方式や複数年契約方式についても、自治体の事務負担の軽減に資することが期待される一方、例えば組合等が共同受注する場合、個々の業務・工事の分担等を調整するため、組合等の業務負担が増えることに留意が必要。

【分離発注】(通常の契約方式)

概要: 設計者が設計を作成後、発注者が施工業務のみを発注。

利点: 工事発注時点で設計が確定しているため、精度の高い工事費の算出が可能。

課題: 設計者と施工者が異なるので、設計と現場の状況に乖離が生じやすい。

【DB※方式・詳細設計付工事発注方式】 ※ Design-Buildの略

概要: 発注者が、設計業務・施工業務を一括で発注。

利点: 特に大規模工事において、現場の状況に即した設計や、施工者のノウハウを生かした設計が可能。

このため、設計と施工の乖離を是正し、施工者の契約後の設計変更リスクの低減できる。

課題: 設計の確定前に設計と施工を一括して契約するので、災害復旧工事など、自然条件・社会条件により契約後に設計が変更となる可能性が大きい工事の場合に、施工者が施工費用増加リスクを負うこととなり、活用が難しい可能性がある。

【ECI※方式】 ※Early Contractor Involvement の略

概要: 設計段階で、施工者が設計業務への技術協力を実施。

利点: 現場の状況に即した設計や、施工者のノウハウを生かした設計が可能。

このため、設計と施工の乖離を是正し、施工者の契約後の設計変更リスクの低減できる。

また、設計契約とは別に施工契約を締結するため、それぞれについて発注者の意向に沿った事業者を選定することが可能。

課題: 設計業務・施工業務とは別に技術協力に係る契約を締結する必要があるため、手続に手間・時間がかかる。このため、特に、発災直後の応急復旧工事等、迅速さを求められる工事には向かない。また、設計がほぼ確定している工事で採用する必要性は乏しい。

【維持管理付工事発注方式】

概要: 施工と供用開始後の維持管理業務を一体的に発注する方式。

【包括発注方式・複数年契約方式】

概要: 同一地域内での複数の種類又は工区の業務・工事を一つの契約により発注する方式。

利点: (発注者)事務負担の軽減、(受注者)施工の効率化や施工体制の安定的確保

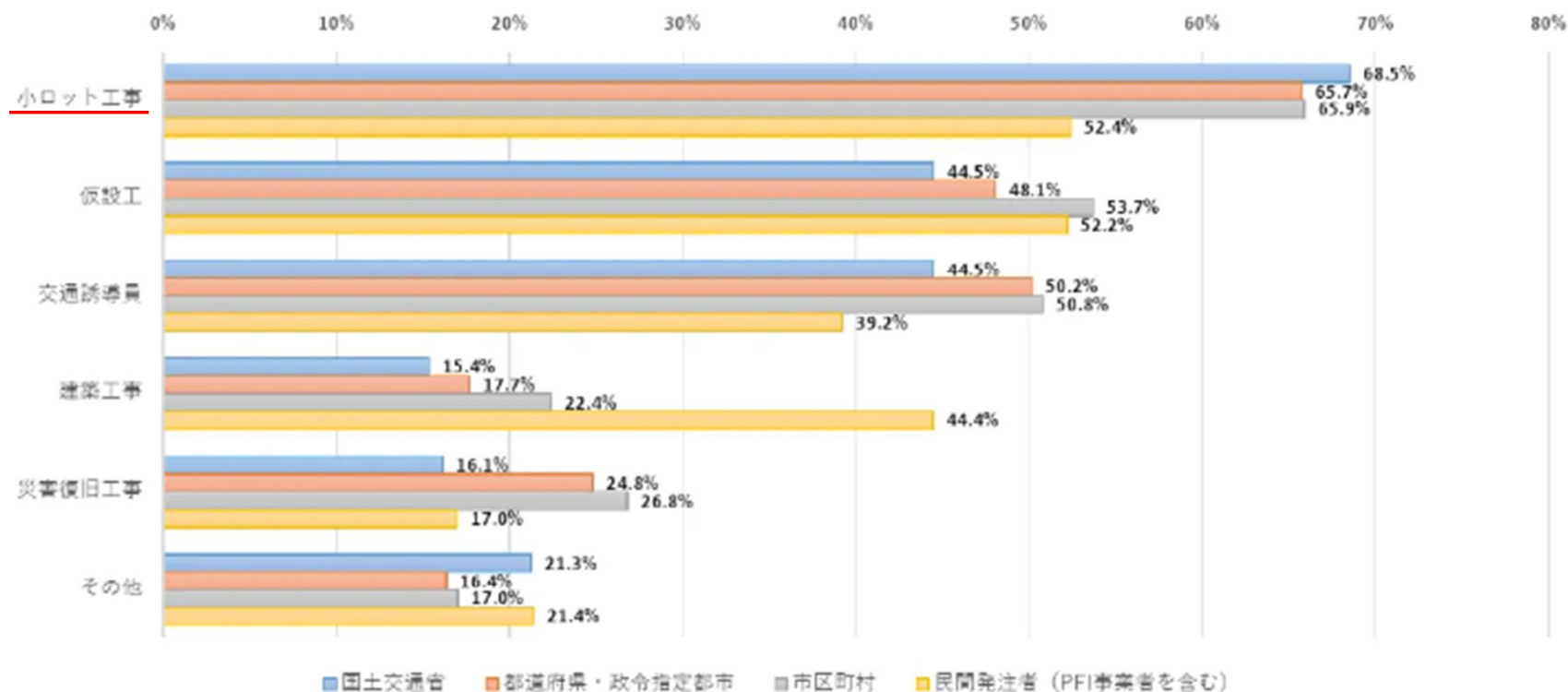
例えば、事業協同組合、地域維持型建設共同企業体として、地域の複数の建設業者が共同受注し、継続的な協業関係を確保する場合は、地域インフラの維持管理、災害復旧に必要な体制の安定的確保に寄与することができる。

課題: 受注者の構成員が少数の場合、地域インフラの維持管理、災害復旧に必要な体制の安定的確保につながらない場合がある。

Q3 「現場条件と発注者の積算が整合していない」、「標準歩掛りと実際の施工の金額が合わない」と回答された方に伺います。整合しない・合っていない積算や歩掛りは、どのようなものがありますか（複数回答可）。

- ・整合しない積算や歩掛りは、「小ロット工事」の割合が各発注者で最も高く、「仮設工」「交通誘導員」も高い割合となっている。
- ・また、民間発注者においては、「建築工事」の割合も4割を超えている。

現場条件と合わない積算や歩掛りの工事



施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

- 入札書提出締切日が令和8年4月1日以降の案件について、土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化。

土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ④ 道路打換え工 の例

1. 適用範囲

本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称している。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 日当り平均作業量が50m²以上420m²以下の場合

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合
- (2) 舗装版破碎工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合
- (3) 排水性舗装、シックリフト工法、Q R P工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

- 維持修繕に係る工種（トンネル補修工）等で小規模施工を考慮した歩掛の制定、改定。

○トンネル補修工 断面修復工(左官工法)

新規

【工法概要】

トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつり取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模(修復延べ体積)**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
- ①延べ体積が 0.1m^3 以下の場合：一律の歩掛
- ②延べ体積が 0.1m^3 を超える場合： 0.1m^3 当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】



コンクリートはつり作業



断面修復(左官)作業

○トンネル補修工 ひび割れ補修工(低圧注入工法)

改定

【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】

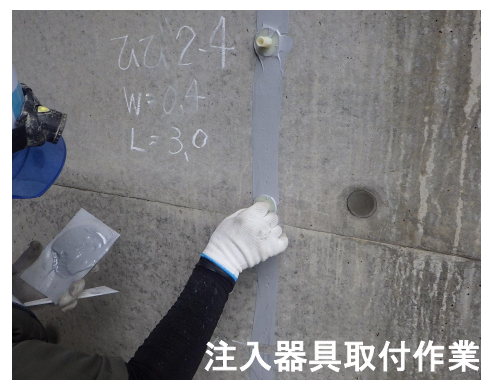
- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模(補修延べ延長)**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
- ①延べ延長が25m以下の場合：一律の歩掛
- ②延べ延長が25mを超える場合：10m当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



注入器具取付作業



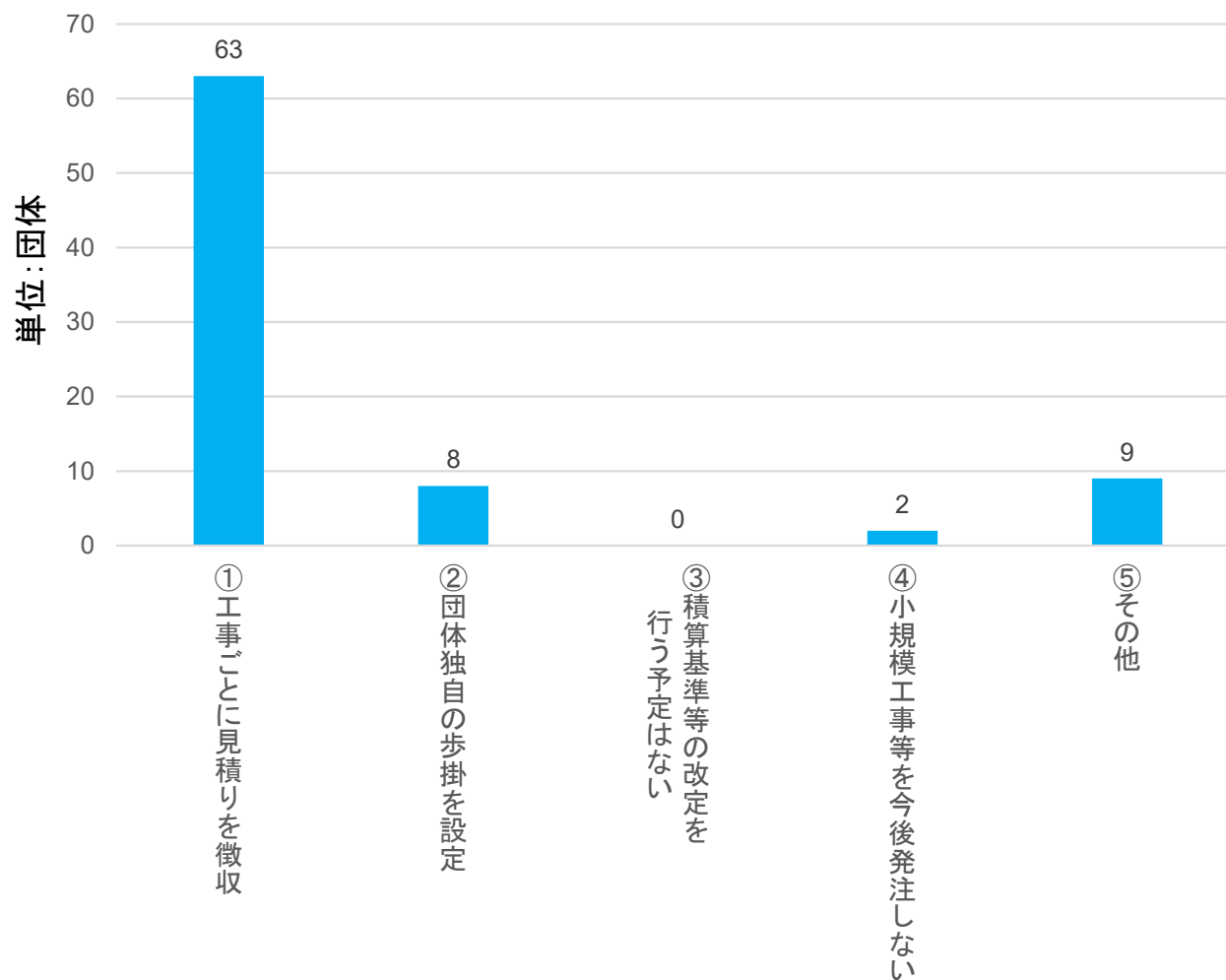
注入材注入作業

標準歩掛の適用範囲外の工事(小規模工事等)への対応

○ 令和8年度より、一部工種において、土木工事標準歩掛の使用にあたり、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などが詳細化されたことを踏まえ、土木工事標準歩掛が適用できない工事の対応について調査を実施。

○ 多くの団体が工事ごとに見積りを徴収し対応。

標準歩掛の適用範囲外の工事(小規模工事等)の対応



※工種ごとに対応が異なる場合は複数選択可

⑤その他の回答

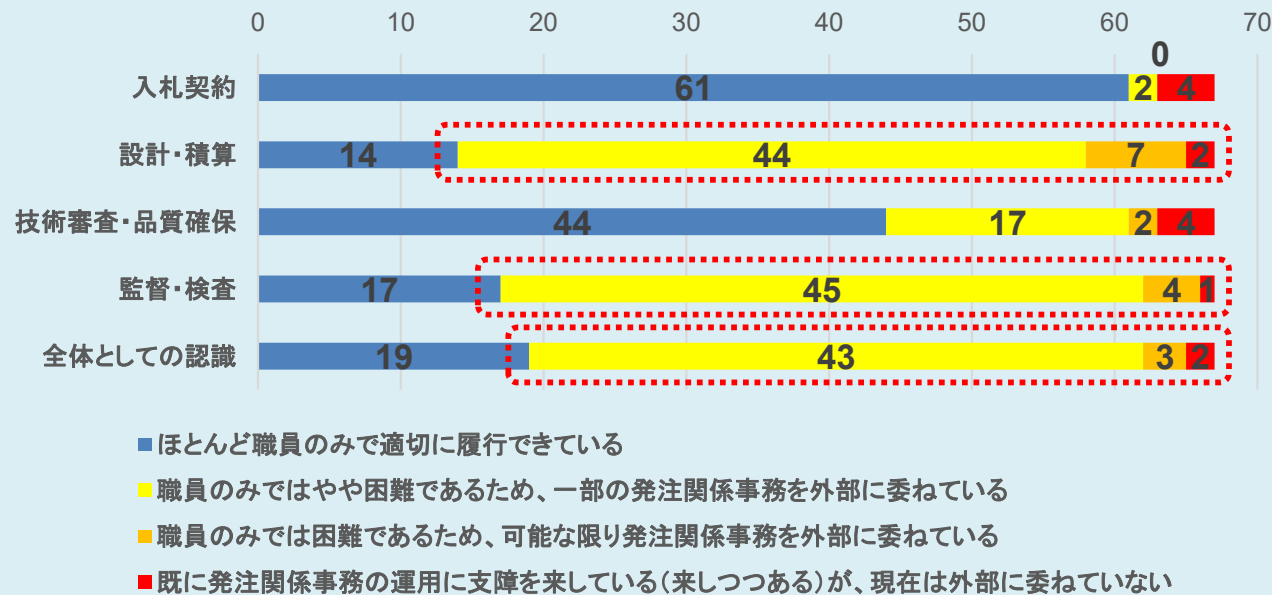
- 一部の単価で古い基準を適用しているが、実績もあるため問題が無いと判断している(名古屋市)
- 現場条件に合わせた重機の選定や1日未満で完了する作業の積算を採用するなどしている(岡山市)
- 特定の事業(水道事業の小規模掘削等)においては、以前から標準歩掛にない独自の歩掛を設定している(北九州市)
- 対応検討中(福井県、高知県、福岡市)

地方自治体の「発注体制・発注事務」に係る 現状と課題

- 設計・積算及び監督・検査に関する事務を中心に、発注関係事務を外部に委ねており、**7割以上の団体が職員のみでの業務遂行に困難や支障があると認識。**
- 委託先が公益法人等のみに限られる場合、委託先のマンパワーや受託量の制約によっては、**十分な規模の補完ができないおそれ。**

● 発注関係事務に必要な職員体制についての現状認識

N:67

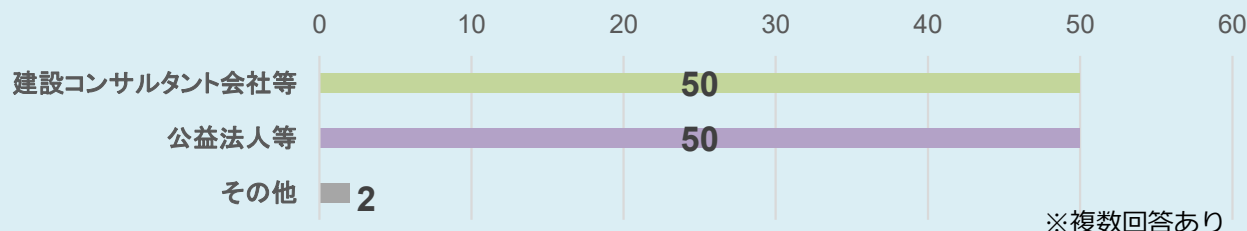


【職員のみでは困難または支障があるとする団体】

- ・ 入札不調案件の増加もあり、再手続きや理由精査など可視化しづらい業務が増加傾向にある。事業量の増加、設計業務の不調による再発注・直営設計の増加により超勤時間が増加している。(札幌市ほか)
- ・ 年齢層の偏在があり、中堅・若手職員が少ないことから、設計・積算業務に課題がある。(三重県ほか)

● 発注関係事務の委託先

N:67



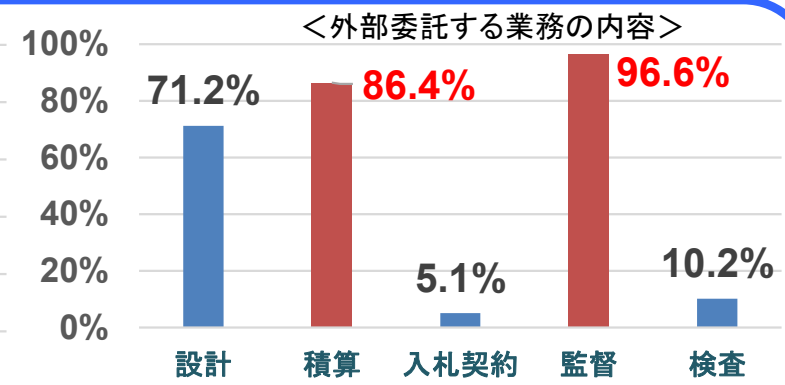
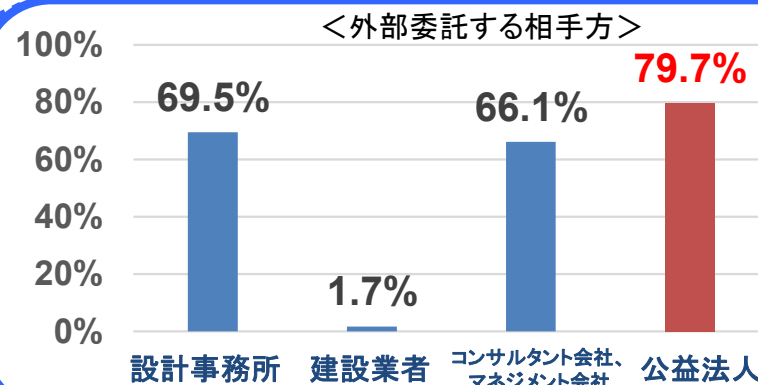
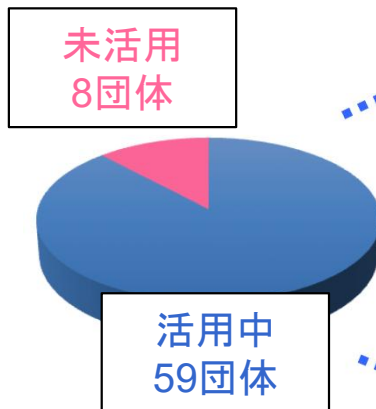
【左記のうち、委託先が公益法人等のみである団体】

茨城県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、岐阜県、三重県、浜松市、鳥取県、香川県、佐賀県（11団体）

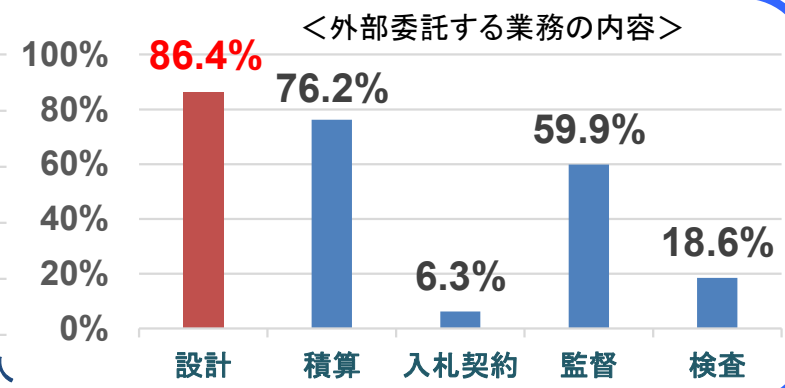
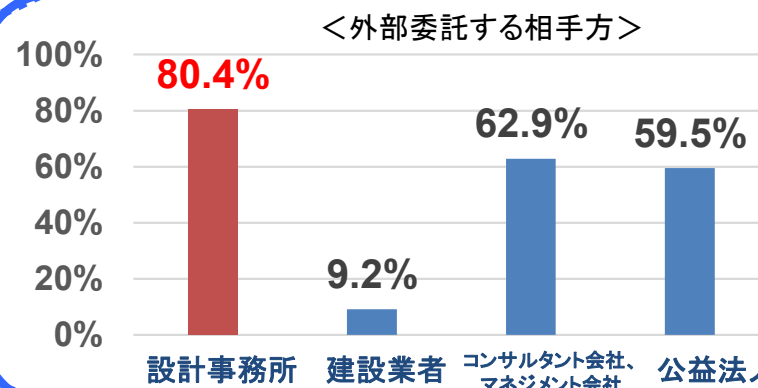
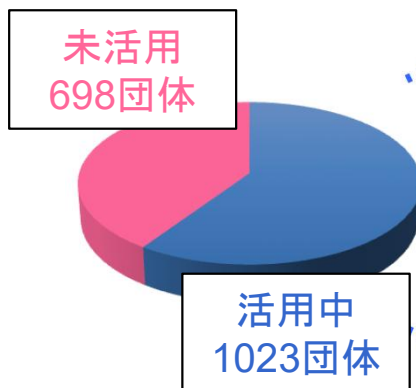
地方公共団体における発注関係事務の外部委託

- 発注関係事務の外部委託については、**都道府県・指定都市レベルでは9割近く、市区町村レベルでは6割近く**の団体が活用している。
- 外部委託する相手方については、**都道府県・指定都市レベルでは公益法人が8割近く、市区町村レベルでは設計事務所が8割以上**を占めている。
- 外部委託する業務の内容については、**都道府県レベルでは積算業務と監督業務が9割前後、市区町村レベルでは設計業務が9割近く**を占めている。

△都道府県・指定都市△



△市区町村△



発注者体制の補完・支援に関する取組

- 地方公共団体の技術系職員の減少に伴い、発注体制の確保が課題となる中、地方公共団体における安定的な発注業務の遂行につながる取組として以下が考えられる。
 - 広域連合や一部事務組合などによる「共同化・広域連携」の取組
 - UR等による発注代行やCMRによる発注者支援など「第三者機関」の活用

【広域連合】

概要：広域にわたる事務を処理するために設立。大規模・広域な行政課題に対応。広域計画の策定が義務。
 利点：大規模・広域な行政課題に対応することができる。財産保有・契約締結が可能。
 課題：独自の議会・事務局が必要。構成団体の意思決定に調整を要する。

【一部事務組合】

概要：複数の地方公共団体が事務の一部を共同処理するために設立。
 利点：財産保有・契約締結が可能で、大規模施設の共同整備・運営に適する。
 課題：独自の議会・事務局が必要。構成団体の意思決定に調整を要する。

【他の自治体への事務の委託】

概要：地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体へ委託する。
 利点：人材や技術のある大きな団体へ委託することで、単独よりも質の高い行政サービスを提供できる。
 課題：管理・執行権限が委託団体から受託団体へ移るため、委託団体は直接命令を下せなくなる。

【発注代行(UR・建設技術センター・土地改良事業団体連合会)】

概要：地方公共団体における発注事務（入札/契約/設計/積算/監督/検査）を代行機関へ委託する。
 利点：人材や技術のある機関へ委託することで質の高い行政サービスを提供でき、人材不足を補う。
 課題：地方公共団体内部に技術や経験が残りにくくなる。

【CM方式※】 ※ Construction Managementの略

概要：CMR（コンストラクション・マネジャー）が技術的中立性を保ちつつ発注者の側に立ち、マネジメント業務を行う。
 利点：専門知識を必要とする調整を代行するため、発注者の業務負担軽減につながる。
 課題：CMRに支払う報酬が発生する。最終的な判断や責任は発注者自身が負う必要がある。

【民間事業者等への外部委託】

概要：地方公共団体がその団体の発注事務全てを自ら行う。
 利点：事業全体の管理・把握が容易。団体内部で技術や経験を蓄積することができる。
 課題：技術職員の不足、災害時における事務の増加により、職員への負担増、適切な発注事務が困難となる恐れがある。

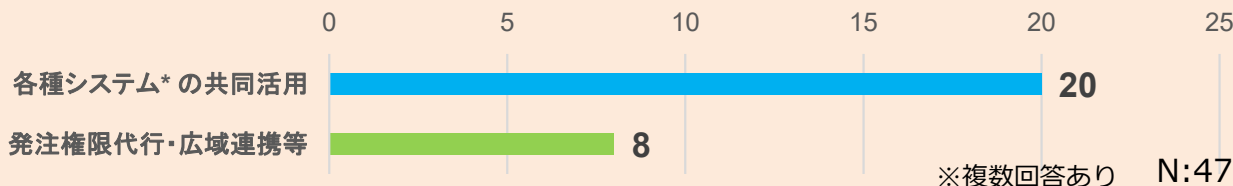
共同化
・
広域
連携

第三者
機関の
活用

○ 各種システムの共同活用が比較的多くの団体で取り入れられているが、**発注そのものの共同化や広域連携は課題も多く、事例は少数にとどまる。**

● 発注関係事務の共同化の取組内容

出典：令和7年度上期ブロック監理課長等会議事前アンケート



* 積算システム、競争参加資格申請システム、電子入札システムほか

【発注権限代行・広域連携等の例】

橋梁点検業務を県・市町村の出資法人に権限委譲し、発注及び業務管理を代行（山形県ほか）

【発注権限代行・広域連携等における課題】

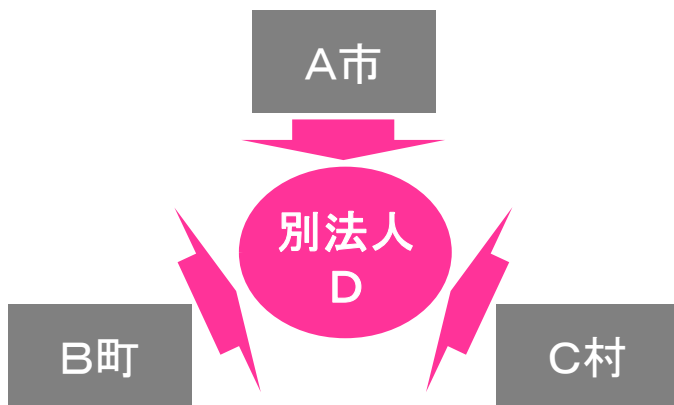
費用負担、責任の所在、各団体における制度の差異のほか、職員のスキルダウンや地元企業への配慮の必要性など

《参考》地方自治法における共同化・連携に関する制度

別法人の設立を要する仕組み

<①一部事務組合・広域連合>

（共同化のイメージ）

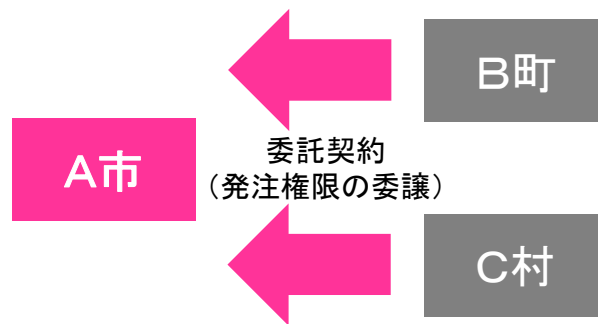


各々の団体の発注権限を委譲する新団体を設立した上で、委譲を受けた新団体が発注を代行

法人の設立を要さない簡便な仕組み

<②事務の委託>

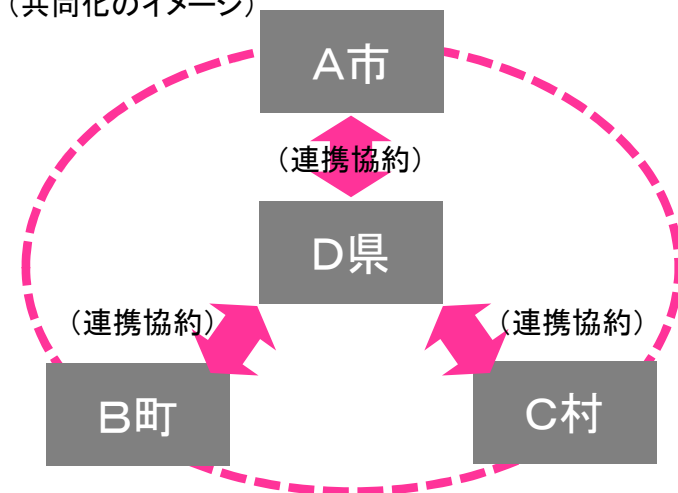
（共同化のイメージ）



委託団体の発注権限を受託団体に委譲し、受託団体が発注を代行

<③連携協約>

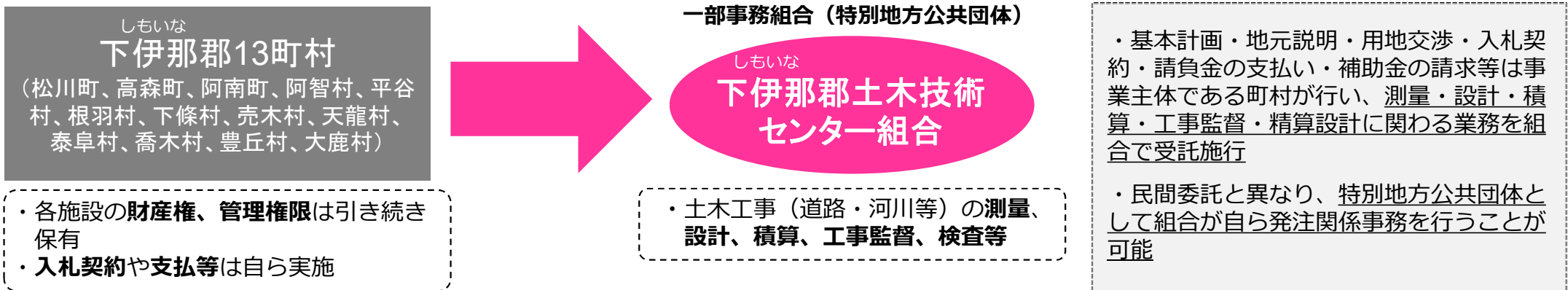
（共同化のイメージ）



団体間で基本的な方針と役割分担を定め、業務連携を通じた効果的な発注を実施

- ^{しらいな}長野県下伊那郡では、**13町村**で構成される事務組合「^{しらいな}下伊那郡土木技術センター組合」が土木工事の測量、設計、積算、工事監督、検査等を自ら実施。

「一部事務組合」の活用事例^{しらいな}（長野県下伊那郡13町村）



発足経緯	権限委任・運営方法	組織・業務体制	共同化のメリット
町村の土木技術職員が極めて少なかったことから、<u>県の後押しを受けて発足</u>した前身母体をベースに、特別地方公共団体としてS53年に設立。	<u>特別地方公共団体として構成町村から業務を受託</u>し、共同処理を行う。 - 町村規模や事業量等に応じ公平に負担。 - R 6 受託件数：<u>約200件</u>	- 管理者等のみ構成町村から選出し、<u>職員は組合による採用。</u> <u>直営で設計積算等を行うため技術力がある（対して、構成町村の技術系職員は基本的に不在）。</u>	<u>職員には地方公務員法が適用。</u> - 県や市町村と同様に扱われ、県と市町村で運営する積算システムへ参加できる。 <u>構成町村にとっては、民間委託と異なり入札参加資格審査や指名業者選定が不要。</u> - 技術に特化しており、<u>事業実施のノウハウや技術力の蓄積・維持が見込める。</u>

⇒ **発注担当職員不足、技術力不足、財政力不足の団体に対して効果**

CM方式とは

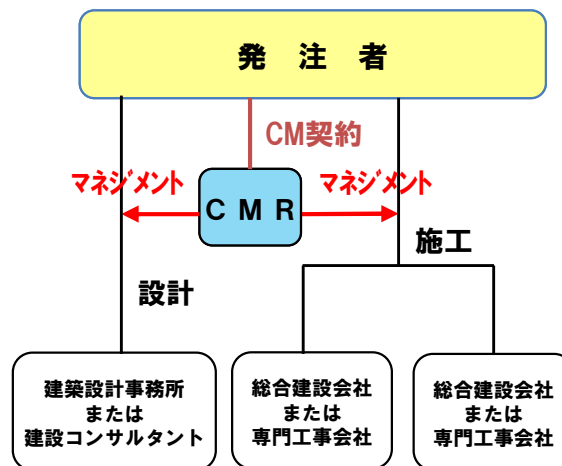
- 発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や発注方式の検討、工程管理、コスト管理などマネジメント業務の全部又は一部を行う。

段階	CM業務の内容
共通	○全体工程管理支援 ○事業費管理支援 ○各種情報管理支援 ○関係者会議運営支援 ○他機関等調整支援（業務・工事間含む）
設計段階	【業務発注】 ○入札・契約方式提案 ○発注関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 【業務監督】 ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援
施工段階	【工事発注】 ○入札・契約方式提案 ○契約関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 【工事監督】 ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援(土木)

※業務内容は発注者のニーズによって取捨選択

ピュア型CM方式

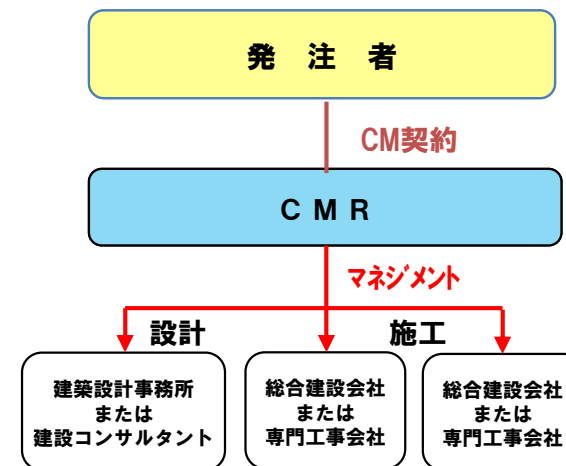
・CMRが設計・発注・施工の各段階においてマネジメント業務を行う方式



- ピュア型CM方式（発注者業務の支援・代行）では、発注者は設計者・工事施工者と直接契約を行い、それとは別に発注者とCMRでCM契約を直接締結する。
- CMRは、設計者および総合建設会社等をマネジメントすることになり、純粋なマネジメント業務となる。
- 公共工事において、CM方式を採用する場合、本方式を用いることが一般的である。

アットリスク型CM方式

・左記のマネジメント業務に加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



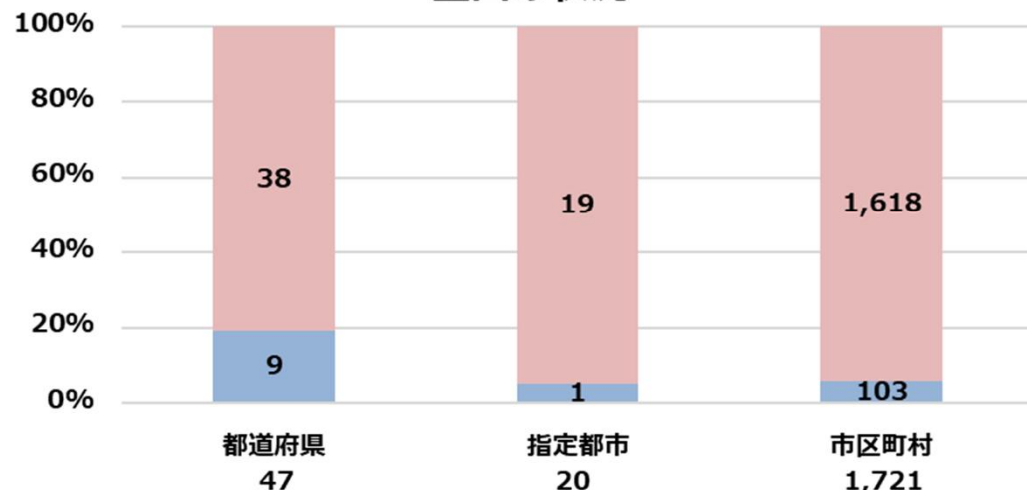
- アットリスク型CM方式では、発注者とCMRはCM契約および工事契約を締結し、工事契約に関しては、CMRが総合建設会社等と契約を締結する方式である。
- 発注者に代わり、CMRはマネジメントだけではなく、工事施工に関わる請負リスクも負うことになる。
- 東日本大震災後の復興事業をはじめ一定の事例はある。

両方式の違い

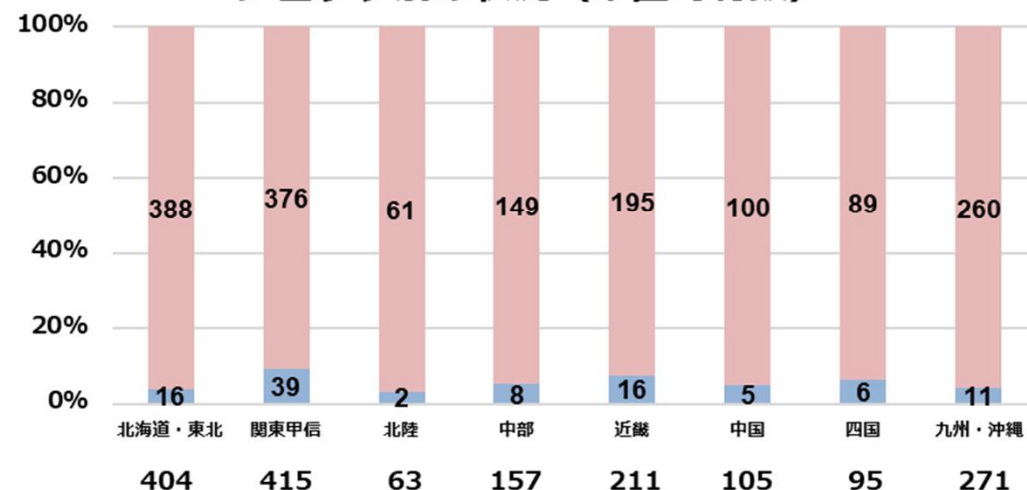
【発注者支援】ピュア型CM方式の活用状況

○ CM方式を活用している地方公共団体は一部に留まる。

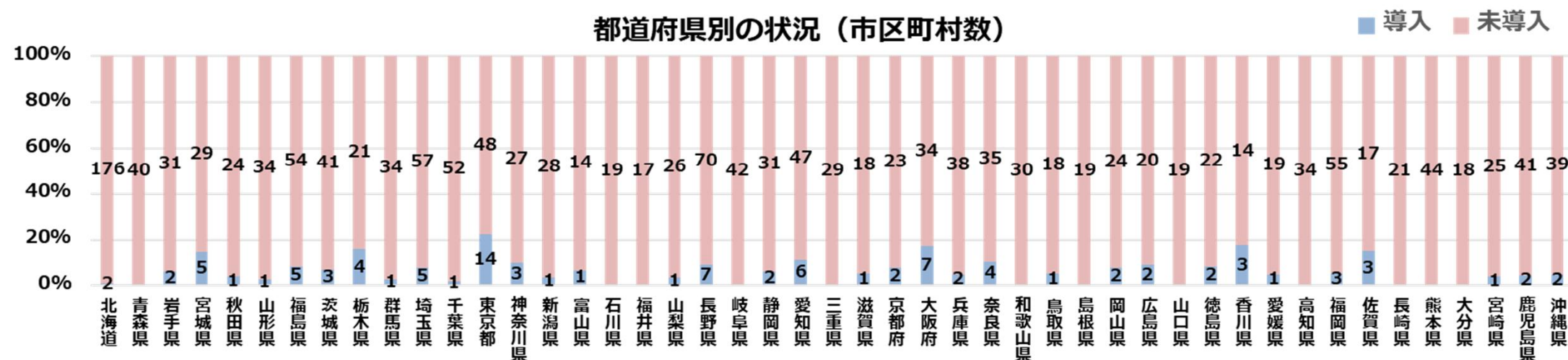
全国の状況



ブロック別の状況（市区町村数）



都道府県別の状況（市区町村数）



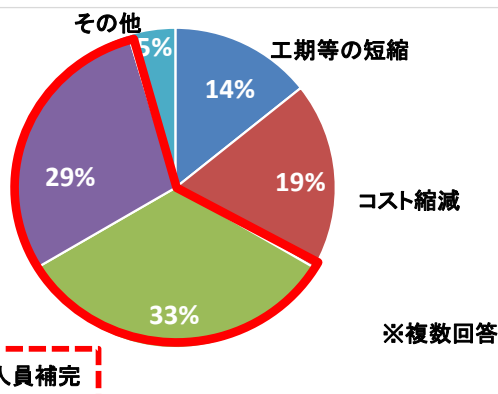
【発注者支援】公共工事におけるプリア型CM方式の導入状況

○プリア型CM方式の導入理由は、発注者の「人員補完」「技術力補完」が約6割、「工期等の短縮」「コスト削減」が約3～4割。
 ○未導入理由は、「導入に適した案件がない」が約5～6割。市町村では「ノウハウ不足」「導入に係る事務負担」も一定割合。

導入理由

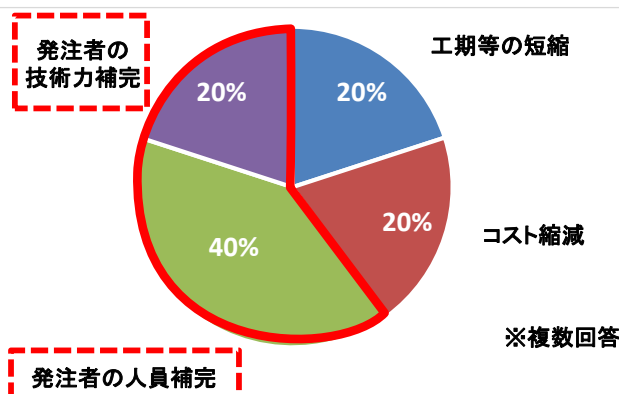
都道府県

団体数
N=47



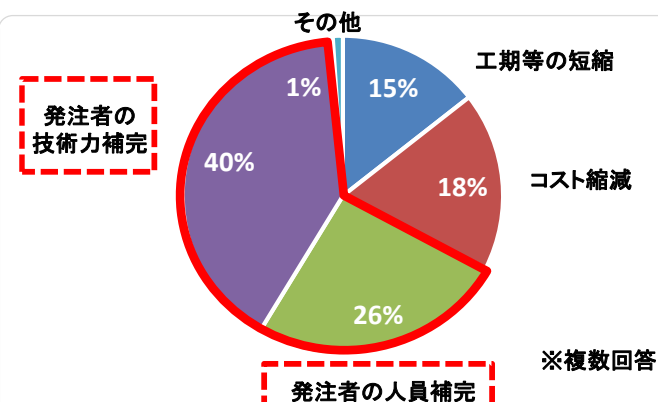
指定都市

団体数
N=20

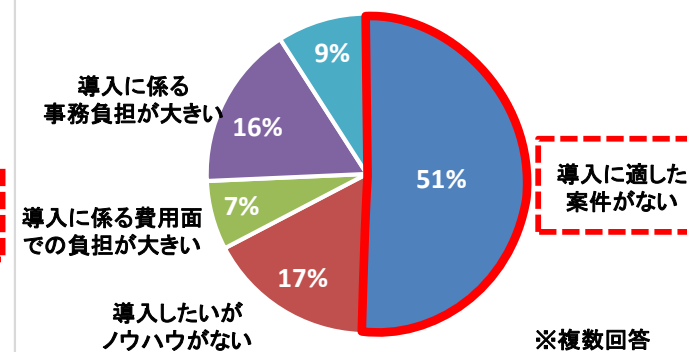
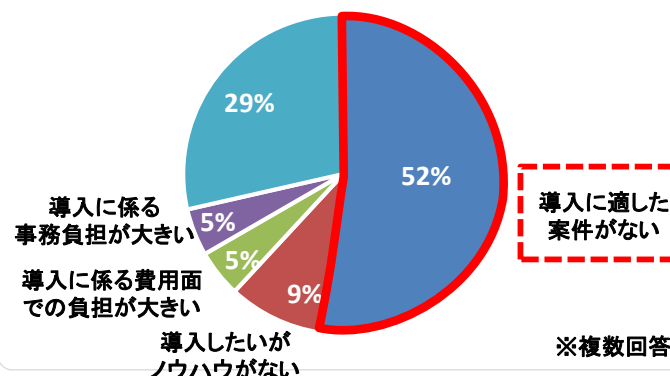
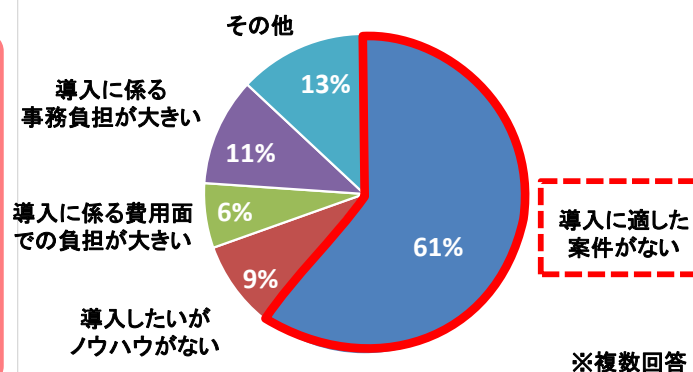


市区町村

団体数
N=1,721



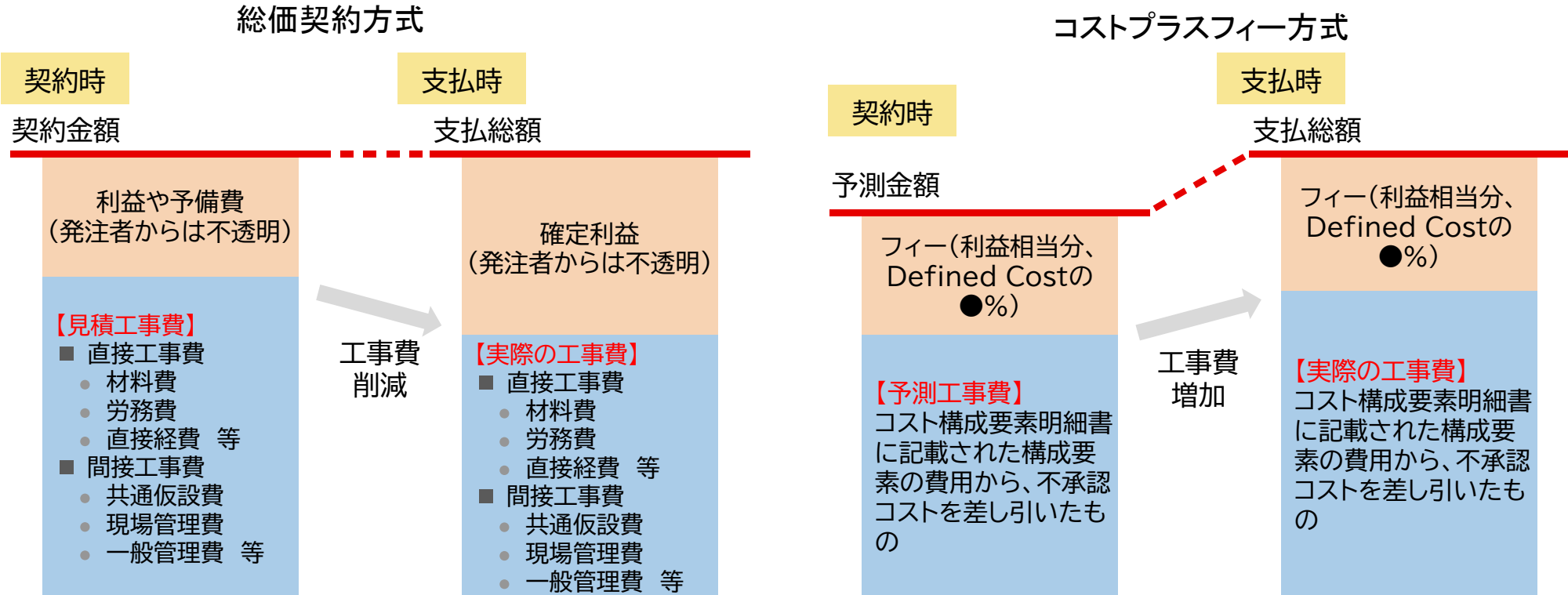
未導入理由



オープンブック・コストプラスフィー契約

- 請負契約とは・・・「当事者の一方が「ある仕事を完成すること」を約束し、相手方が「その仕事の結果に対してその報酬を支払うこと」を約束することによって成立し、効力を生ずる契約」(民法632条)
- 建設業法24条により、工事完成を目的として締結する契約は請負契約とみなされる。
- 工事請負契約における報酬の定め方は、我が国では総価契約方式が一般的だが、コストプラスフィー方式※など、様々な考え方があり得る。
※工事の実費(コスト)を実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(fee)を加算して発注者が請負者に支払う方式

(建設業法)
第24条 委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。



※ 上図は工事費が削減した場合。
工事費が増加した場合は、請負者側の利益分が減少する。

広域災害からの迅速な復旧復興事業の推進(復興CM方式の活用)

復興事業における課題

- ①極めて大規模な工事を短期間で完成させる必要がある
- ②地元意向を踏まえた整備が必要であるため、整備計画の変更の可能性がある
- ③多くの地元企業が被災した結果、職人・資材・重機の確保が困難
- ④広域災害からの復興事業を推進するための発注者のマンパワー・ノウハウが不足

復興CM方式の導入

効率的でスピーディーな復興事業を推進するため、

- (1)被災自治体から委託を受けたURが、自ら発注者として被災自治体になり代わり、
- (2)民間事業者たるCMRが、民間ノウハウを活用しつつ、設計・施工等のマネジメントを行う

といった特徴を有する復興CM方式を先導的に導入。

導入の効果

(1)URへの事業委託

- ・市町のマンパワーが極めて限られる中、大規模工事の発注経験を有するURが業務支援を行うことで、**市町の業務負担を大幅に軽減**
- ・地元意向を踏まえ**整備計画が変更する中でも、URが他の復興事業との調整を的確に実施**
- ・整備計画の全体が固まらない中でも、**計画検討が先行する地区から早期発注を実施**
- ・調査、測量、設計、施工に係る**発注手続きを一括化**することで工期短縮を実現

(2)CMRの活用

- ・調査、測量、設計、施工の**一体的なマネジメント**を行う中で、**調査・設計段階から施工を見据えた検討**を行うことが可能となり、効率的な事業遂行を実現
- ・**全国から職人・資材・重機を早期確保**
- ・民間ノウハウ活用による工法上の工夫を通じた**工期の短縮**

復興CM方式を導入した12市町19地区

【岩手県】

- ・宮古市(田老地区)
- ・山田町(大沢地区、山田地区、織笠地区)
- ・大槌町(町方地区)
- ・釜石市(片岸地区、鵜住居地区)
- ・大船渡市(大船渡駅周辺地区)
- ・陸前高田市(今泉地区、高田地区)

【宮城県】

- ・気仙沼市(鹿折地区、南気仙沼地区)
- ・南三陸町(志津川地区)
- ・女川町(中心部地区、離半島部地区)
- ・石巻市(新門脇地区)
- ・東松島市(野蒜北部丘陵地区)

【福島県】

- ・いわき市(薄磯地区、豊間地区)



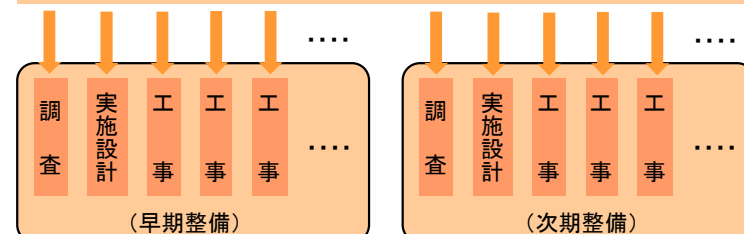
市町村(復興まちづくりの事業主体)

事業委託

UR都市機構

CM工事発注

CMR(コンストラクションマネージャー)



計画調整

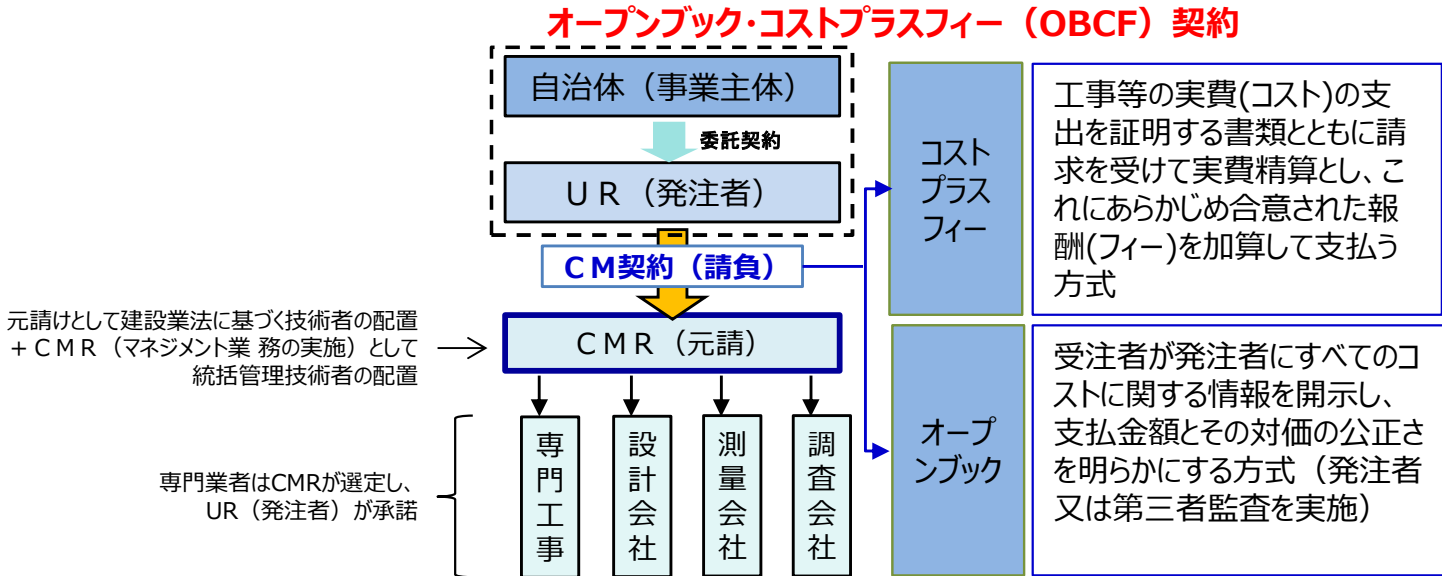
マネジメント業務

URがCMRの業務を管理

- ・CMRの契約先、工事金額を審査

- ①調査、測量、設計、工事の一体的なマネジメントの実施
- ②全国から職人・資材・重機を早期確保
- ③民間ノウハウ活用による工期短縮
- ④地元企業の優先的活用

【支払方式】復興CM方式におけるオープンブック・コストプラスフィー契約の活用

比較項目	復興CM方式
契約方式	設計・施工一括発注方式
入札方式	随意契約（公募型プロポーザル・価格交渉方式）
支払方式	オープンブック・コストプラスフィー（OBCF）契約 
OBCF導入の効果	- 発注者は対象となる工事の詳細が確定していない段階で早期に工事を開始することができ、CMRとしても実費による精算がなされることから、資機材等の早期調達が可能となり、円滑な工事施工が期待される。 - 急激な物価上昇など工事原価に影響を及ぼすリスクを負担することなく、契約に基づいた一定の利益を確保することが可能 - 復興事業に係るコストやプロセスの透明性を確保し、使途に対する説明責任が果たされるとともに、不確定要素やリスク要因が多い工事条件下で専門業者を含めた受注者の公正対価の確保された。
専門業者との契約・支払	オープンブックにより開示（発注者は専門業者への契約額と実際の支払証拠書類を確認し、支払い）
不確定エリアの対応	速やかに工事着手できる早期整備エリアと、仕様・数量等が不確定で条件が整った段階で実施する次期整備エリアに区分
（参考） 一般公共工事	- 詳細設計などで工事の仕様・数量が確定した後、工事費総額を算出し工事契約を締結 - 事業に緊急性を要し、契約時点では事前に仕様や設計が確定できない場合や技術的に未知の要素が多い場合には、受注者のリスク負担が大きく、そのような状況下で請負契約を締結すると受注者が予見できないリスク管理分を過大に見積る可能性が高く、契約金額が高止まりするおそれ

OBCF検討経緯 (1/2)

〇OBCFの導入に関しては、国土交通省のみならず有識者、建設業界団体等によりさまざまな議論が重ねられている。OBCFの導入に関する主な議論を以下に示す。

報告書等	概要	今後の課題
【土木学会】コストプラスフィー契約に関する検討報告書 (H29.12)	- 現行制度のもとで、公共土木事業にコストプラスフィー契約方式注)を適用するにあたっての考え方を整理し、その運用方法と契約の考え方を検討することを目的 - 建設工事標準請負契約約款をベースに、コストプラスフィーの支払い方式とオープンブック方式等を契約条件ツール(オプション)といった位置づけで適用する方法を検討 - コストプラスフィー契約におけるツール(試案) <基本ツール> ➢コスト(原価) ➢フィー(報酬) <オプションツール> ➢オープンブック方式 ➢ターゲットコスト又は最大保証価格(GMP) ➢コスト縮減又は低減に対するインセンティブ支払い ➢リスク管理費又は予備費、専門業者選定	- コストプラスフィー契約における各種ツールの課題 ➢コスト及びフィーの範囲 - 工事の特性(求められる透明性の程度、特殊性の度合い等)に応じた適切な範囲の設定。 ➢コスト及びフィーの支払い方法 - 対価が定まっていない中での支払いの現行の契約制度の枠組み内での可否等。 ➢ターゲットコスト又は最大保証価格 - ペイン・ゲインシェアは設計変更とは異なる扱いとなるため、請負契約における考え方の整理が必要。 ➢リスク管理費又は予備費 - 会計法の観点から幅を持った予定価格の可否等。 ➢専門業者選定 - 関係法令等の規定を遵守しながら専門業者選定基準についても考慮する必要。 - 英国のNEC(New Engineering Contract)のような契約体系を構築し、発注者が必要なオプションツールを組み合わせて、今後の多様な工事に広く適用させていく視点も重要 - オープンブック方式自体には効率的な施工へのインセンティブが備わっていないことにも留意が必要。受発注者双方の負担の増大も課題の一つであり、一定の条件下での適用を念頭に仕組みの具体化を検討する必要。

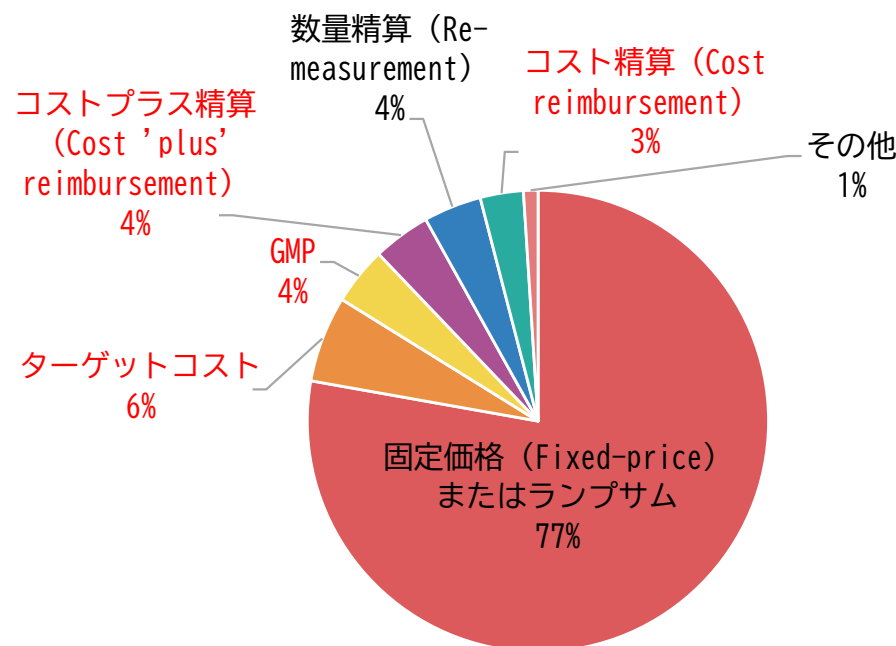
〇OBCFの導入に関しては、国土交通省のみならず有識者、建設業界団体等によりさまざまな議論が重ねられている。OBCFの導入に関する主な議論を以下に示す。

報告書等	概要	今後の課題
【国交省】東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会報告書(H29.3)	- 復興CM方式は、復興市街地整備事業(公共土木プロジェクト)に導入された、自治体(事業主体)、UR(発注者)、CMR(受注者)の三者による事業実施体制の下、自治体から事業委託を受けたURと、CMRの間で契約されたコストプラスフィー契約やオープンブック方式など、6つの活用ツールを導入した事業執行システムと定義 - 復興CM方式の導入による復興事業の効果・課題を検証し、復興事業はもとより、一般の建設工事における適用可能性に向けて、制度的な課題や留意点を整理	- 報酬率(フィー)の妥当性の検証 - 発注者の事務負担と透明性等のバランスを考慮し、原価の範囲と単位のあり方について検討が必要 - 事業費の遡増防止のため、上限額の設定時期や決定方法の整理 - コスト削減に資する仕組みや環境整備 - 契約額に対してコストプラスフィーの支払額を後で一致させる場合の請負契約のあり方や、出来形(出来高)と支払いのリンクのさせ方等、今後の検討が必要 - リスク管理費の契約上の位置付けの明確化 - 専門業者選定方法の効率化や、選定基準の柔軟な運用の検討
【国交省】オープンブック・コストプラスフィー契約に関する報告書(R8.3)	- 国内建設企業が国内・国外で実施しているOBCFについて、アンケート及びヒアリング等による調査(特に国外を重点的に調査)を行い、OBCFが導入に適した民間工事で円滑に活用されるように有効性及び留意点、課題等を整理 - 国内・国外の建設工事の制度や商慣行の違い等の観点からも検証	<受発注者共通の課題> - 事務負担の増加 <発注者の課題> - コストの検査体制が不足するおそれ - OBCFに特有の契約条件(コストの定義、支払方法、コストの検査方法)に関する十分な理解・知見を得る必要 - コスト削減に対する適切なインセンティブ付与の検討 <受注者の課題> - 利益率の低下(ただし、ローリスク・ローリターンの契約といえる。) - コストの不承認リスク - 最大保証価格の超過リスク - 開示情報の二次利用リスク

海外におけるOBCFの導入状況

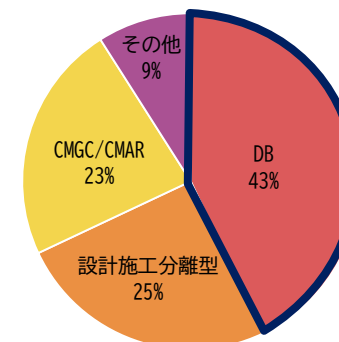
- OBCF契約が適用される工事は、災害復旧工事のように仕様や数量等に不確定要素が多く、計画・設計時にそれらを決定できない工事、設計が未成熟で早期の着工・完了が求められる、あるいは設備仕様が確定しない・変更が頻繁に発生する建築工事など、である。
- 総価契約(ランプサム)が国内外で一般的に適用される中、OBCFの契約約款が存在する英・米においても適用事例は限定的である。

英国における契約方式の内訳

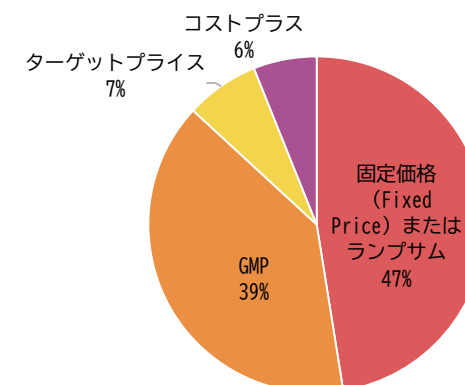


米国における契約方式の内訳

米国における、今後5年間でもっとも使用が見込まれる調達方式の内訳 (2021年調査)



米国のDBプロジェクトにおける契約方式の内訳 (2021年調査)



国内におけるOBCFの導入状況

- OBCFは、事業費の縮減・最適化、工期短縮、契約の透明性・公平性の確保、物価高騰・調達リスク等への対応を目的に、民間事業者を中心に導入されているが、極めて稀である。

日本におけるOBCF導入事例

事例	導入主体	導入目的
日暮里・舎人ライナーの車両基地整備事業	東京都地下鉄建設株式会社	前例工事で多くの設計変更が発生していたことから、それを避けるために新たな契約手法が検討されたもので、契約の透明性の確保、新技術の導入等によるコスト縮減、品質の確保等を図る。
復興市街地整備事業	独立行政法人都市再生機構	東日本大震災で被災した市街地を早期に復興するために、工期短縮、整備計画の不確実性、物価高騰・調達リスク等への対応を可能とし、透明性の確保、事業費の最適化等を図る。
愛知県国際展示場	株式会社日本設計	品質確保、工事費と工期の縮減、契約の公平性・透明性の確保等を図る。
愛知県有料道路コンセッション事業等(「原価開示方式」のプロジェクト)	前田建設工業株式会社	発注者と建設会社が共にメリットのあるwin-win の関係を実現するため、透明性を確保した中で、トータルコストを下げながらも安全、品質、工期、建設会社の利益を確保する。
マンション大規模修繕工事等(「価格開示方式」のプロジェクト)	一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会	マンション大規模修繕工事における、様々な問題点や課題の解決を図り、透明性・公平性の確保、事業費の最適化、高い品質の確保等を図る。

出典：オープンブック・コストプラスフィー契約に関する調査(国土交通省、R8.3)

2. 今後の建設業が目指すべき方向性

(1) 契約の透明性を高める取組を通じて受発注者間の適切な協議プロセスを確保することで、建設生産プロセス全体での適切なリスク分担と価格変動への対応を目指す

③ オープンブック・コストプラスフィー方式

オープンブック・コストプラスフィー方式での契約のように、請負代金における工事原価についても積極的に開示することで透明性を高めることができれば、建設資材価格の変動に応じて、不足する費用をどうするか、余剰となった費用をどうするか、といった協議を適切に行うことができると期待される。オープンブック・コストプラスフィー方式による契約は、総価一式請負契約では受注者が過大にリスクを負うこととなる場合に、そのリスクを請負代金に上乗せすることで価格が大きく上がり事業機会を失うことを避けるため、工事原価を明らかにした上で、価格変動によるリスクを発注者が負うこととなる。このため、発注者にとっては、リスクを自ら負う代わりに、ターゲットコストとしての金額は総価一式での請負代金と比べ下がる効果が期待される。更に、発注者自身がリスクの発現を避けることを指向して不確実性を減らす方向でのインセンティブにもつながると期待される。他方で、一般的には、発注者において、工事原価を示されたとしてもその適否を判断することは難しく、また、工事原価を事細かに明らかにすると事務的な作業も膨大なものになるという課題があるが、CM 等を活用することなどによりこれらの問題に対応することが想定される。一方で、元請建設企業としても、工事原価がわかりづらいという情報の片務性を利用して、受発注者間での価格交渉における交渉力として活用してきたところがあり、工事原価の開示について必ずしも積極的ではないと思われる。しかし、工事原価を一定程度開示することで、受注に際して、価格競争から施工計画や工法選択などの施工品質における競争へのシフトが進めば、元請建設企業にとってのメリットは大きく、工事価格が安定すれば、発注者としても、より確実性の高い事業計画を策定することが可能になる。このような状況を踏まえつつ、将来的にオープンブック・コストプラスフィー方式による契約が選択肢の1つとなるよう、FIDIC 約款におけるリスク分担の仕組みや海外における事例なども参考としながら、同方式により得られるメリット・デメリットについても整理した上で、これに対応した標準約款を作成することが期待される。

Ⅱ. 建設産業の諸課題に対して当面講ずべき措置

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

【現状・課題】

昨今の急激な資材価格の高騰に対し、政府は、産業分類ごと取引事業者全体のパートナーシップを構築することで、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境の整備を図っている。

総価一式方式に代表される建設工事の請負契約においては、受注者は、工事実施に関する裁量を持ち、工事期間中に発生する問題への対応や材料価格の変動などのリスクを受注者が引き受けることとなるが、リスク対応に備えた予備的経費やリスクプレミアム(以下「予備的経費等」という。)については、請負代金の中にどの程度のリスクまで想定された予備的経費等が含まれているかを発注者側が詳細に把握することは困難であり、ここに、情報の非対称性が発生している。そして、想定したリスクが工事期間中に生じなかった場合には、通常、この予備的経費等は発注者には還元されない。

～後略～

【対応の方向性】

(1) 契約における情報の非対称性の解消

③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

オープンブック・コストプラスフィー方式での契約は、請負代金における工事原価について積極的に開示することで、請負契約の透明性を高め、資材価格の変動等に応じて、不足費用や余剰となった費用に関する協議を適切に促すことが期待される。そのため、オープンブック・コストプラスフィー方式が、導入に適した工事で円滑に活用されるよう、同方式の標準約款の制定を検討すべきである。

Ⅱ. 建設産業の諸課題に対して当面講ずべき措置

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

【対応の方向性】

(4) 契約形態や契約主体に応じた対応

③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

(1)から(3)までに掲げる措置を制度設計し、運用していく際には、(中略)契約当事者の関係性や多様な契約形態に応じて、どのような情報提供や契約締結、協議が行われるべきか、また、受注者から示される情報の客観性及び合理性の担保や立証のあり方について整理を行い、周知していくことが必要である。

また、現行の建設業法第19条第1項第6号では設計変更等による工期や請負代金額等の変更及びその算定方法が契約書の法定記載事項とされているが、設計変更に伴う紛争だけでなく、請負契約前に設計が確定しないことに起因する当事者間の紛争も頻発している。オープンブック・コストプラスフィー方式でターゲットプライスや最大保証価格を設定する場合も、それを可能にする程度まで設計が確定していることが重要になると考えられることにも留意し、未確定な設計や設計変更に起因する問題について、当事者間の責任分担のあり方等の整理を行うことも併せて検討すべきである。

加えて、例えば、受注者が小規模業者でリスク管理や随時の原価管理等の対応能力に課題を抱えながらリスク情報の提供や発注者との協議を行う場合や、発注者が個人等であるために受発注者間の情報の非対称性が顕著である場合の対応についても整理を行うべきである。

本項目に挙げた観点をはじめ、建設工事請負契約の締結・履行には高度な専門性が求められる場面が多々存在することから、契約主体をサポートし、制度運用を円滑化していくために、弁護士をはじめとする法律専門職やCMR(コンストラクション・マネージャー)等の外部専門家を活用していくことを検討する必要がある。

(3) 必要な政策の方向性

③「未来に続く」産業 関連

(d) 選択肢の1つとしてのコストプラスフィー契約のあり方等

請負契約は建設工事の完成を受注者の責任において約する契約形態であり、物価変動局面における契約変更については受発注者間で協議を行い、改めて合意を行う必要がある。**一方で、資機材価格等が上昇局面に入らる中で、都市部の大型プロジェクト等において、価格転嫁や工期設定、契約変更を巡り、受発注者間で緊張関係が生じる場面が増えてきている。**

この点、諸外国では、建設業における受発注者間の契約形態として、コストプラスフィー契約が採用されているケースも多い。コストプラスフィー契約は、請負契約が一般的である日本の建設業の商慣行においては、実務上採用されている例は限定的であるが、我が国においても、資機材価格等の上昇局面や、工事の前提条件が定まらない中で迅速な工事施工が求められる大規模災害等のケースにおいて、コスト等の透明性を担保しつつ、円滑に工事を進めるための現実的な契約手法の一つとして検討に値するものと考えられる。

このため、**コストプラスフィー契約の導入に当たっての契約上の課題や、災害時等における活用可能性等に関し、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(令和5年9月)の内容も踏まえつつ、具体の検討を行うべきである。**

また、コストプラスフィー契約に限らず、入札・契約制度については、円滑な工事の施工等の実現を支えるために不可欠な社会的技術として、公共工事・民間工事を問わず、社会経済情勢に即した適切な制度の構築を目指し、不断の検討を行うことが求められる。